

○さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成13年5月1日

条例第263号

改正 平成14年7月5日条例第45号

平成16年3月26日条例第33号

平成16年6月18日条例第42号

平成17年6月27日条例第198号

平成17年12月21日条例第226号

平成18年6月26日条例第49号

平成18年12月22日条例第74号

平成19年3月15日条例第22号

平成19年6月22日条例第38号

平成19年12月25日条例第54号

平成20年7月15日条例第36号

平成21年3月17日条例第14号

平成21年7月17日条例第32号

平成21年12月24日条例第54号

平成22年12月22日条例第59号

平成23年12月27日条例第56号

平成24年7月3日条例第43号

平成24年12月27日条例第90号

平成25年7月9日条例第36号

平成26年7月9日条例第62号

平成26年10月22日条例第76号

平成27年3月12日条例第29号

平成27年10月26日条例第57号

平成28年9月21日条例第42号

平成29年2月17日条例第2号

平成30年3月26日条例第37号

平成30年12月27日条例第69号

平成31年3月13日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定の適用を受ける区域（以下「適用区域」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域内においては、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区整備計画区域内における土地利用状況等に照らして特に支障がないと認めて許可した建築物については、この限りでない。

- 2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、前項の規定を準用する。
- 3 法第87条第3項に規定する建築物の用途を変更する場合には、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の規定を準用する。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

- 2 前項及び次項に規定する建築物の延べ面積には、法第52条第3項及び第6項並びに令第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。
- 3 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各地区内の建

建築物の容積率の限度にその敷地の当該地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

- 4 市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境整備に資すると認めて許可したものの容積率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

(一部改正〔平成14年条例45号・25年36号・26年76号〕)

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

- 3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。

(1) 防火地域(法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く。)内にあるアに該当する建築物又は準防火地域内にあるア若しくはイのいずれかに該当する建築物(土呂駅周辺地区地区整備計画区域、東大宮駅周辺地区地区整備計画区域(C地区に限る。)及び南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。)

ア 耐火建築物等

イ 準耐火建築物等

(2) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で市長が別に定めるものの内にある建築物

(3) 防火地域(法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。)内にある耐火建築物等

- 4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。

(1) 大原1丁目弁天下地区地区整備計画区域

- (2) 南与野駅西口地区地区整備計画区域A地区
- (3) やつしま地区地区整備計画区域
- (4) 日生浦和地区地区整備計画区域
- (5) グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域
- (6) 白鍬電建地区地区整備計画区域
- (7) ニツ宮団地地区地区整備計画区域

5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類する建築物
- (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号又は第3号の規定を適用する。

7 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号の規定を適用する。

(一部改正〔平成14年条例45号・16年33号・17年198号・19年38号・21年14号・22年59号・24年90号・26年76号・27年29号・57号・30年69号・31年16号〕)

(壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面と敷地境界線等又は地区施設との距離は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境整備に資すると認め又は用途上、構造上及び土地利用状況等に照らして特にやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例198号〕)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第8条 建築物の敷地面積は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、市長が土地利用状況等に照らして特に支障がないと認めて許可した建築物の敷地については、この限りでない。

2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、

当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項本文の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項本文の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前項本文の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に違反することとなった土地

(2) 前項本文の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項本文の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項本文の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 第1項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に相当する従前の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項本文の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合するに至った土地

(一部改正〔平成17年条例226号〕)

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合において、当該各部分の高さを算定するときを除き、前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまで

は、算入しない。

3 第1項の規定は、別表第1に定める適用区域の内、皇山地区地区整備計画区域以外の区域において、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境整備に資すると認め、又は周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、適用しない。

4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める適用区域の内、次に掲げる区域において、同項の規定の施行又は適用の際現に存する建築物で、その高さが別表第2カ欄に掲げる数値（天沼台地区地区整備計画区域にあつては、別表第2カ欄(1)に掲げる数値）を超えるものについて、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とする。

(1) 皇山地区地区整備計画区域

(2) 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

(3) 領家1丁目地区地区整備計画区域

(4) 岸町5丁目北地区地区整備計画区域（別表第2に掲げるA—1地区に限る。）

(5) 天沼台地区地区整備計画区域

（一部改正〔平成17年条例198号・18年49号・21年32号・24年43号・30年69号〕）

（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置）

第10条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合における第4条又は第8条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

2 建築物の敷地が別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合における第4条又は第8条の規定の適用については、その敷地の過半の属する地区内の当該規定をその建築物又はその敷地の全部について適用する。

3 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合又は別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合における第7条又は前条の規定の適用については、これらの規定における制限を受ける当該区域又は地区内に存するその建築物の部分について当該規定を適用する。

（適用の特例）

第11条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、第4条第1項ただし書(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、

第5条第4項、第6条第5項第2号、第7条ただし書、第8条第1項ただし書及び第9条第3項による許可をする場合においては、あらかじめ、さいたま市建築審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定により認められ、又は許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域に対する第5条、第6条第1項若しくは第2項又は第7条の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域は、一の敷地とみなす。

(一部改正〔平成14年条例45号・16年33号・17年198号・25年36号・26年76号・30年37号〕)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第12条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに第5条第1項から第3項まで及び第6条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

- (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第5条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分であること。

- (2) 増築前における令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第5条第1項から第3項までの規

定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項から第3項までの規定(第5条第1項から第3項までの規定が改正された場合においては改正前の第5条第1項から第3項までの規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。)における令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計を超えないこと。

(3) 増築又は改築後における令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における同条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における同条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計)を超えないこと。

3 法第3条第2項の規定により第7条又は第9条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第4条第1項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第9条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定(第4条第1項の規定にあつては、用途の変更を伴わないものに限る。)は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第5条第1項から第3項まで、第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第9条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、その用途を変更する場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(一部改正〔平成16年条例33号・17年198号・226号・25年36号・26年76号・令和2年41号〕)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合には、当該建築物の建築主
- (2) 第4条第2項又は第3項において準用する同条第1項の規定に違反した場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項、第7条、第8条又は第9条第1項の規定に違反した場合には、当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(一部改正〔平成17年条例226号・25年36号・26年76号〕)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第1項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日(以下「施行日」という。)までに、合併前の浦和市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年浦和市条例第15号)又は大宮市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(昭和61年大宮市条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年7月5日条例第45号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条の改正規定(同条第3項に係る部分を除く。)及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第33号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月18日条例第42号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日条例第198号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第226号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第14条第1項の改正規定の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月26日条例第49号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第74号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第22号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日条例第38号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第54号）

この条例中別表第1に浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域の項を加える改正規定及び別表第2に46 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域の表を加える改正規定は平成20年1月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月15日条例第36号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第32号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第54号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第59号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第56号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月3日条例第43号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第90号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年7月9日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月9日条例第62号）

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月22日条例第76号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第29号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月26日条例第57号）

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年9月21日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第37号抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の改正

(2) 第1条中別表第2 25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域の表、26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域の表、27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域の表及び38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域の表の改正

附 則（平成30年12月27日条例第69号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正及び別表第2の48 大宮西部地区地区整備計画区域の表の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第6項の改正並びに同項の次に1項を加える改正は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和2年7月1日条例第41号）

この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表第2の30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域の表及び45 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域の表の改正は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第9条関係）

（一部改正〔平成14年条例45号・16年33号・42号・17年198号・226号・18年49号・74号・19年22号・38号・54号・20年36号・21年14号・32号・54号・22年59号・24年43号・90号・26年62号・27年29号・57号・30年37号・69号・31年16号・令和2年41号〕）

項	名称	区域
1	皇山地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された皇山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
2	大宮駅前桜木町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮駅前桜木町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
3	土呂駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された土呂駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
4	東大宮駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東大宮駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮原駅東口周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定めら

		れた区域
6	ファミリータウン東大宮地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたファミリータウン東大宮地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮原駅西口周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	丸ヶ崎地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された丸ヶ崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
9	アーバンみらい東大宮地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたアーバンみらい東大宮地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	大宮鐘塚地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮鐘塚地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	土呂南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された土呂南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	島町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された島町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
13	吉敷町西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された吉敷町西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
14	別所・西宮下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された別所・西宮下地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
15	南中丸山崎地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南中丸山崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
16	北部拠点宮原地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された北部拠点宮原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

17	風渡野南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された風渡野南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
18	大宮深作地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮深作地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
19	南浦和駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南浦和駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
20	浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和仲町2丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
21	北与野駅南口西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された北与野駅南口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
22	後原中央東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された後原中央東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
23	浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和駅西口南第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
24	上木崎1丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された上木崎1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
25	浦和東部第二北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和東部第二北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
26	浦和東部第二中地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和東部第二中地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
27	浦和東部第二南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和東部第二南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

	備計画区域	第二南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
28	大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮駅東口駅前南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
29	宮原団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮原団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
30	大宮駅西口第四地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮駅西口第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
31	大原1丁目弁天下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大原1丁目弁天下地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
32	武蔵浦和駅第8—1街区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された武蔵浦和駅第8—1街区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
33	江川地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された江川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
34	南平野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南平野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
35	岩槻駅東口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された岩槻駅東口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
36	東岩槻6丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東岩槻6丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
37	岩槻駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された岩槻駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
38	岩槻南部新和西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された岩槻南部

	備計画区域	新和西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
39	武蔵浦和駅第7沿道街区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された武蔵浦和駅第7沿道街区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
40	本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された本郷町北・吉野町南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
41	領家1丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された領家1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
42	日進東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された日進東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
43	浦和東部第一地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和東部第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
44	南与野駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南与野駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
45	武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された武蔵浦和駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
46	浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和駅西口南高砂地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
47	浦和西高台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された浦和西高台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
48	大宮西部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮西部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

49	三室南宿地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された三室南宿地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
50	岸町5丁目北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された岸町5丁目北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
51	土屋地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された土屋地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
52	宮前町1丁目西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮前町1丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
53	連沼五反田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された連沼五反田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
54	大谷南部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大谷南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
55	大谷北部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大谷北部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
56	やつしま地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたやつしま地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
57	梅の郷地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された梅の郷地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
58	三室南宿第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された三室南宿第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
59	日生浦和地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された日生浦和地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

60	内野本郷地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された内野本郷地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
61	指扇地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された指扇地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
62	グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたグリーンクレスト岩槻地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
63	北袋町1丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された北袋町1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
64	白鍬電建地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された白鍬電建地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
65	大栄住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大栄住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
66	大宮駅東口駅前中地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮駅東口駅前中地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
67	天沼台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された天沼台区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
68	二ツ宮団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された二ツ宮団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
69	大宮南銀座地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮南銀座地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条—第9条関係）

（一部改正〔平成14年条例45号・16年33号・42号・17年198号・226号・18年49号・74号・19年22号・38号・54号・20年36号・21年14号・32号・54号・22年59号〕）

号・23年56号・24年43号・90号・26年62号・27年29号・57号・28年42号・29年2号・30年37号・69号・31年16号・令和2年41号〕)

1 皇山地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
皇山地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(兼用住宅を含む。) (2) 共同住宅(一住戸の床面積が25平方メートル未満の住戸で構成されているものを除く。) (3) 保育園及び幼稚園 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定するもの (7) 前各号の建築物に附属するもの				120平方メートル	10メートル

2 大宮駅前桜木町地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(大宮)	大宮駅前桜木町地区地区整備計画の地区整備計画	次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応	10分の7	1メートル(建築物	100平方メートル	

<p>駅前桜木町地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)</p>	<p>図に表示する建築物等の用途の制限を受ける道路に接する敷地にある建築物の1階部分のうち、当該道路に面する部分で、次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (4) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>じ、同表右欄に掲げる数値</p> <table border="1" data-bbox="657 434 900 1111"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル未満</td> <td>10分の45</td> </tr> <tr> <td>100平方メートル以上250平方メートル未満</td> <td>10分の50</td> </tr> <tr> <td>250平方メートル以上</td> <td>10分の60</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	割合	100平方メートル未満	10分の45	100平方メートル以上250平方メートル未満	10分の50	250平方メートル以上	10分の60		<p>の1階部分の外壁等は、大宮駅前桜木町地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)</p>	<p>トル</p>
敷地面積	割合												
100平方メートル未満	10分の45												
100平方メートル以上250平方メートル未満	10分の50												
250平方メートル以上	10分の60												
<p>B地区(大宮駅前桜木町地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p>	<p>大宮駅前桜木町地区地区計画の地区整備計画図に表示する建築物等の用途の制限を受ける道路に接する敷地にある建築物の1階部分のうち、当該道路に面する部分で、次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <table border="1" data-bbox="657 1447 900 2007"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル未満</td> <td>10分の45</td> </tr> <tr> <td>100平方メートル以上250平方メートル未満</td> <td>10分の50</td> </tr> <tr> <td>250平方メートル以上</td> <td>10分の60</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	割合	100平方メートル未満	10分の45	100平方メートル以上250平方メートル未満	10分の50	250平方メートル以上	10分の60	<p>10分の7</p>	<p>1メートル・3メートル（建築物の外壁等は、大宮駅前桜木町地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはなら</p>	<p>200平方メートル</p>
敷地面積	割合												
100平方メートル未満	10分の45												
100平方メートル以上250平方メートル未満	10分の50												
250平方メートル以上	10分の60												

		一トル以 上	60		ない。)	
C地 区(大宮 駅前桜 木町地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C地区 をい う。)	大宮駅前桜木町地区地区 区計画の地区整備計画 図に表示する建築物等 の用途の制限を受ける 道路に接する敷地にあ る建築物の1階部分のう ち、当該道路に面する部 分で、次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍 又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉 庫	次の表の左欄に掲げる 敷地面積の区分に応 じ、同表右欄に掲げる 数値	10分の 7	1メートル (建築物 の外壁等 は、大宮駅 前桜木町 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。)	200平 方メー トル	
		敷地面積	割合			
		100平方メ ートル未 満	10分の 45			
		100平方メ ートル以 上	10分の 50			
D地 区(大宮 駅前桜 木町地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D地区 をい う。)	大宮駅前桜木町地区地区 区計画の地区整備計画 図に表示する建築物等 の用途の制限を受ける 道路に接する敷地にあ る建築物の1階部分のう ち、当該道路に面する部 分で、次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍 又は下宿 (3) 工場(令第130条	次の表の左欄に掲げる 敷地面積の区分に応 じ、同表右欄に掲げる 数値	10分の 7	1メートル (建築物 の外壁等 又は1階部 分の外壁 等は、大宮 駅前桜木 町地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 壁面の位	100平 方メー トル	
		敷地面積	割合			
		100平方メ ートル未 満	10分の 55			
		100平方メ ートル以 上250平方 メートル	10分の 60			

	の6に規定するものを除く。) (4) 倉庫業を営む倉庫	未満 250平方メートル以上	10分の70		置を越えて建築してはならない。)	
E地区(大宮駅前桜木町地区地区地区整備計画図に表示する建築物等の用途の制限を受ける敷地にあり、当該道路に面する部分で、次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (4) 倉庫業を営む倉庫	大宮駅前桜木町地区地区整備計画図に表示する建築物等の用途の制限を受ける敷地にあり、当該道路に面する部分で、次に掲げる用途に供する建築物	次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値	10分の7	1メートル(建築物の外壁等は、大宮駅前桜木町地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)	200平方メートル	
		敷地面積	割合			
		100平方メートル未満	10分の45			
		100平方メートル以上250平方メートル未満	10分の50			
		250平方メートル以上	10分の60			

3 土呂駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(土呂駅周辺地区地区整備計画図に示す壁	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 土呂駅周辺地区地区整備計画図に示す壁		10分の7	1メートル(建築物の外壁等は、土呂駅周辺地区	100平方メートル	

<p>画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)</p>	<p>面線aに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設</p>		<p>地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)</p>		
<p>B地区（土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(3) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設</p>		<p>10分の7</p> <p>1メートル</p> <p>（建築物の外壁等は、土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはな</p>	<p>100平方メートル</p>	

				らない。) (建築物の外壁等から隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。)		
--	--	--	--	---	--	--

4 東大宮駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 大宮駅 周辺地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する A地区 をい う。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線a又はbに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (4) 風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）、第2号及び第3号並びに		10分の7	1メートル (建築物の外壁等又は1階部分の外壁等は、東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)	100平方メートル	

	同条第6項各号に規定する営業を営む施設					
B地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線aに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル（建築物の外壁等又は1階部分の外壁等は、東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。）	100平方メートル	
C地区（東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線aに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するも		10分の7	1メートル（建築物の外壁等又は1階部分の外壁等は、東大宮駅周辺地区地区計画の地	100平方メートル	

示する C地区 をい う。)	の (2) 倉庫業を営む倉 庫 (3) 工場（令第130条 の6に規定するもの を除く。） (4) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設			区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い)		
-------------------------	---	--	--	--	--	--

5 宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ					
A地 区（宮 原駅東 口周辺 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るA地 区をい う。）	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 宮原駅東口周辺 地区地区計画の地 区整備計画図に示 す壁面線a、b又はc に面する1階部分を 住宅、共同住宅、寄 宿舍又は下宿の用 に供するもの (2) 倉庫業を営む倉 庫 (3) 工場（令第130条 の6に規定するもの を除く。） (4) 風営法第2条第1 項第1号（キャバレ ーに限る。）、第2	次の表の左欄に掲げる 敷地面積の区分に応 じ、同表右欄に掲げる 数値 <table border="1" data-bbox="657 1272 900 1503"> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>200平方メ ートル未 満</td> <td>10分の 30</td> </tr> </table>	敷地面積	割合	200平方メ ートル未 満	10分の 30	10分の 7	1メートル （建築物 の外壁等 又は1階部 分の外壁 等は、宮原 駅東口周 辺地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 壁面の位 置を越え て建築し てはなら ない。）	200平 方メー トル		
敷地面積	割合										
200平方メ ートル未 満	10分の 30										

	号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設					
B地区（宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線a又はbに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル（建築物の外壁等又は1階部分の外壁等は、宮原駅東口周辺地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。）	100平方メートル	

6 ファミリータウン東大宮地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（ファミリータウン東大	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に規定するもの（長	10分の15	10分の5	1メートル・1.5メートル（建築物の外壁等は、フ	140平方メートル	10メートル

<p>宮地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するA 地区を いう。)</p>	<p>屋を除く。) (2) 汚水処理場 (3) 巡査派出所、公衆 電話所及び令第130 条の4に規定するも の (4) 公民館、集会所そ の他これらに類す るもの (5) 前各号の建築物 に附属するもの</p>		<p>ファミリー タウン東 大宮地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る壁面の 位置を越 えて建築 してはな らない。) (建築物 の外壁等 から隣地 境界線ま での距離 は1メー トル以上 とする。)</p>		
<p>B地 区（フ ァミリ ータウ ン東大 宮地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 工場（令第130条 の6に規定するもの を除く。)</p>		<p>1メー トル・1.5メ ートル（建 築物の外 壁等は、フ ァミリー タウン東 大宮地区 地区計画 の地区整 備計画図</p>	<p>150平 方メー トル</p>	

<p>するB 地区を いう。)</p>			<p>に表示す る壁面の 位置を越 えて建築 してはな らない。) (建築物 の外壁等 から隣地 境界線ま での距離 は1メー トル以上 とする。)</p>		
<p>C地 区（ファミ リータウン 東大宮地区 地区計画の 地区整備計 画図に表示 するC 地区を いう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 保育園及び幼稚園 (3) 巡査派出所、公衆 電話所及び令第130 条の4に規定するもの (4) 公民館、集会所そ の他これらに類す るもの (5) 前各号の建築物 に附属するもの</p>		<p>2メートル (建築物 の外壁等 は、ファミ リータウン 東大宮地区 地区地区計 画の地区整 備計画図に 表示する壁 面の位置を 越えて建築 してはなら ない。)</p>		
<p>D地</p>	<p>次に掲げる用途に供す</p>		<p>1メートル</p>		

区（ファミリータウン東大宮地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	る建築物以外の建築物 (1) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定するもの (2) 店舗、事務所及び医療施設に供する部分が2階以下の建築物 (3) 駐車施設 (4) 公園施設 (5) 前各号の建築物に附属するもの			(建築物の外壁等は、ファミリータウン東大宮地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)		
--	---	--	--	--	--	--

7 宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
A地区（宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線bに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの (2) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）	次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 <table border="1" data-bbox="655 1554 900 1783"> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>200平方メートル未満</td> <td>10分の30</td> </tr> </table>	敷地面積	割合	200平方メートル未満	10分の30	10分の7	1メートル（建築物の外壁等又は1階部分の外壁等は、宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位	200平方メートル	
敷地面積	割合									
200平方メートル未満	10分の30									

	<p>(3) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(4) 風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>			置を越えて建築してはならない。）		
<p>B地区（宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線bに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの</p> <p>(2) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(3) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(4) 風営法第2条第1</p>	10分の7	1メートル・1.5メートル（建築物の外壁等、1階部分の外壁等又は2階以上の部分の外壁等は、宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築	100平方メートル		

	項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			してはならない。)		
C地区（宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線bに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの (2) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (3) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。） (4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		10分の7	1メートル・1.5メートル（建築物の1階部分の外壁等又は2階以上の部分の外壁等は、宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)	250平方メートル	
D地区（宮原駅西口周辺地区地区計画	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (2) 倉庫（その用途に			1.5メートル（建築物の2階以上の部分の外壁等は、宮原駅西	100平方メートル	

の地区 整備計 画図に 表示す るD地 区をい う。)	供する部分の床面 積の合計が500平方 メートル以下のも のを除く。) (3) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設			口周辺地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 する壁面 の位置を 越えて建 築しては ならな い。)		
---	---	--	--	--	--	--

8 丸ヶ崎地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地 区（丸 ヶ崎地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する A地区 をい う。)	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) カラオケボック スその他これに類 するもの (3) 風営法第2条第1 項第2号から第5号 までに規定する営 業を営む施設				200平 方メー トル	15メー トル
B地 区（丸 ヶ崎地 区地区 計画の	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号				120平 方メー トル	15メー トル

地区整備計画図に示するB地区をいう。)	に規定する営業を営む施設					
C地区（丸ヶ崎地区地区整備計画図に示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（は）項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに規定する以外のもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				120平方メートル	15メートル

9 アーバンみらい東大宮地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（アーバンみらい東大宮地区地	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (2) ホテル又は旅館			2メートル （建築物の外壁等から道路境界線までの距離		

<p>区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)</p>			<p>とする。)</p>		
<p>B—1地区（アーバンみらい東大宮地区地区計画の地区整備計画図に表示するB—1地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 保育園及び幼稚園</p> <p>(3) 汚水処理場</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所、バス乗務員休憩所及び令第130条の4に規定するもの</p> <p>(5) 公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(6) 店舗、事務所、医療施設及び令第130条の6に規定する工場の用途に供する部分が2階以下の建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>2メートル</p> <p>(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。)</p>		
<p>B—</p>	<p>次に掲げる用途に供す</p>		<p>2メートル</p>		

<p>2地区 (アーバンみらい東大宮地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)</p>	<p>る建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 保育園及び幼稚園</p> <p>(3) 老人福祉センター、老人ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 汚水処理場</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所、バス乗務員休憩所及び令第130条の4に規定するもの</p> <p>(6) 公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(7) 店舗、事務所、医療施設及び令第130条の6に規定する工場の用途に供する部分が2階以下の建築物</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。)</p>		
<p>C地区 (アーバンみらい東大宮地区地</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 公共公益施設</p>		<p>2メートル</p> <p>(建築物の外壁等から道路境界線までの距離</p>		

区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るC地 区をい う。)				とする。)		
--	--	--	--	-------	--	--

10 大宮鐘塚地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮鐘塚地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） (4) 倉庫業を営む倉庫			4メートル （建築物の外壁等は、大宮鐘塚地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で		

			公益上必要なもの、駐車場の斜路の擁壁、排気塔及び案内板並びに地下と地上を結ぶ階段の手すり等公益上、防災上必要なもの、ペDESTリアンデッキその他これに類する公益上必要なもので通行上支障がないもの並びに広場及びプロムナードの利用上必要なものについては、この限りで	
--	--	--	--	--

				ない。)		
--	--	--	--	------	--	--

11 土呂南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A-1 地区(土呂南地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA-1地区をいう。)				1メートル (建築物の外壁等は、土呂南地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)	165平方メートル	
A-2 地区(土呂南地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (2) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び主たる建築物に附属するものを除く。) (3) ホテル又は旅館				165平方メートル	10メートル

	(4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設					
A-3 次に掲げる用途に供す 地区(土 呂南地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する A-3地 区をい う。)	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (2) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び主たる建築物に附属するものを除く。) (3) ホテル又は旅館 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設			1メートル (建築物 の外壁等 は、土呂南 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。)	165平 方メー トル	10メー トル
B-1 次に掲げる用途に供す 地区(土 呂南地 区地区 計画の 地区整 備計画	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				165平 方メー トル	

図に表示する B-1地区をいう。)						
B-2 次に掲げる用途に供する建築物 地区(土呂南地区地区 呂南地区地区 区地区 計画の 地区整備 計画 図に表示 する B-2地区 をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (2) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び主たる建築物に附属するものを除く。) (3) ホテル又は旅館 (4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				165平方メートル	
C-1 次に掲げる用途に供する建築物 地区(土呂南地区地区 呂南地区地区 区地区 計画の 地区整備 計画 図に表示 する)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (2) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下			1メートル (建築物の外壁等は、土呂南地区地区 計画の地区整備計画 図に表示する壁	330平方メートル	20メートル

C-1地区をいう。)	<p>のもの及び主たる建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>			面の位置を越えて建築してはならない。)		
C-2地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画に表すC-2地区をいう。)	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び主たる建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設</p>				330平方メートル	20メートル

12 島町地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

C地区（島町地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 公共公益施設					
-----------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--

13 吉敷町西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
吉敷町西地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 (3) 倉庫業を営む倉庫			2メートル (建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上必要な附帯施設に		

				については、この限りでない。)		
--	--	--	--	-----------------	--	--

14 別所・西宮下地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
別所・西宮下地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区					120平方メートル	12メートル

15 南中丸山崎地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南中丸山崎地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区				1メートル（建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。）	165平方メートル	

16 北部拠点宮原地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

<p>A地区（北部拠点宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 住宅（兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(8) 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので、令第130条の9に定めるもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>	<p>10分の7</p>	<p>2メートル・3メートル（建築物の外壁等は、北部拠点宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでな</p>	<p>1,000平方メートル（公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。）</p>
--	--	--------------	---	---

				い。)		
B-1地区 (北部 拠点宮 原地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するB- 1地区 をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅(兼用住宅を含む。) (2) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 (3) 倉庫業(貨物運送業を含む。)を営む倉庫 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので、令第130条の9に定めるもの (7) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設		10分の7	2メートル・3メートル(建築物の外壁等は、北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限	500平方メートル(公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。)	

				りでない。)		
B-2地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅(兼用住宅を含む。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 倉庫業(貨物運送業を含む。)を営む倉庫 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (7) 道路及び公園に面する1階部分を事務所の用に供するもの(劇場、店舗、スポーツ施設その他これらに類する施設に附属するものは除く。)		10分の7	2メートル・3メートル・5メートル(建築物の外壁等は、北部拠点宮原地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設	1,000平方メートル(公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。)	

				について は、この限 りでな い。)	
C— 1地区 (北部 拠点宮 原地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するC —1地 区をい う。)	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) ホテル又は旅館 (4) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設			2メートル ・3メー トル(建築 物の外壁 等は、北部 拠点宮原 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。ただ し、公共公 益上やむ を得ない 建築物、ス カイウェ イ、地盤面 下の建築 物及び建 築物の管 理上最小 限必要な	500平 方メー トル(公 共公益 上やむ を得な いもの は、この 限りで ない。)

				<p>附帯施設 について は、この限 りでな い。)</p>	
<p>C— 2地区 (北部 拠点宮 原地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するC —2地 区をい う。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物</p> <p>(1) 道路に面する1階 部分を住宅、共同住 宅、寄宿舎又は下宿 の用に供するもの</p> <p>(2) 倉庫業(貨物運送 業を含む。)を営む 倉庫</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) カラオケボック スその他これに類 するもの</p> <p>(6) 風営法第2条第1 項第2号から第4号 までに規定する営 業を営む施設</p>		<p>2メート ル・3メー トル(建築 物の外壁 等は、北部 拠点宮原 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。ただ し、公共公 益上やむ を得ない 建築物、ス カイウェ イ、地盤面 下の建築 物及び建 築物の管 理上最小</p>	<p>500平 方メー トル(公 共公益 上やむ を得な いもの は、この 限りで ない。)</p>	

				限必要な 附帯施設 について は、この限 りでな い。)	
D地区（北部宮原地区地区整備計画の地区整備図に示すD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅（兼用住宅を含む。） (2) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設		10分の7	2メートル・3メートル（建築物の外壁等は、北部宮原地区地区整備計画の地区整備図に示す壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建築物の管	500平方メートル（公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。）

				理上最小限必要な 附帯施設 について は、この限 りでな い。)	
E地区（北部宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅（兼用住宅を含む。） (2) 共同住宅又は下宿 (3) 店舗 (4) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場 (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設			2メートル・3メートル（建築物の外壁等は、北部拠点宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁画の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建	

				建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)	
F地区（北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 道路に面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの (2) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設		10分の7	2メートル（建築物の外壁等は、北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建築物	300平方メートル（公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。）

				の管理上 最小限必 要な附帯 施設につ いては、こ の限りで ない。)	
G地区（北部宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に示すG地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅（兼用住宅を含む。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 倉庫業（貨物運送業を含む。）を営む倉庫 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場 (7) 法別表第2（と）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので、令第130条の9に定めるもの (8) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設		10分の7	2メートル・3メートル（建築物の外壁等は、北部宮原地区地区整備計画の地区整備計画図に示す壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ、地盤面下の建築物及び建	500平方メートル（公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。）

				築物の管理上最小限必要な 附帯施設について は、この限りでない。)		
--	--	--	--	---	--	--

17 風渡野南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(風渡野南地区地区整備計画のA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積が500平方メートルを超えるもの				120平方メートル	12メートル
B地区(風渡野南地区地区整備計画のB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館				120平方メートル	15メートル

図に表示するB地区をいう。)						
C地区(風渡野南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				150平方メートル	15メートル

18 大宮深作地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A-1地区(大宮深作地区地区整備計画図に表示するA-1地区)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号及び第2号に規定するもの(長屋を除く。) (2) 集会所 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定するも			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。)	140平方メートル	

地区を いう。)	の (5) 前各号の建築物 に附属するもの					
A— 2地区 (大宮 深作地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する A—2 地区を いう。)	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号及び第2号 に規定するもの (長 屋を除く。) (2) 集会所 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆 電話所及び令第130 条の4に規定するも の (5) 前各号の建築物 に附属するもの	10分の10		1メートル (建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。)	140平 方メー トル	
B地 区 (大 宮深作 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るB地 区をい う。)	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号及び第2号 に規定するもの (長 屋を除く。) (2) 集会所 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆 電話所及び令第130 条の4に規定するも の (5) 前各号の建築物 に附属するもの	10分の10		1メートル (建築物 の外壁等 から道路 境界線及 び隣地境 界線まで の距離と する。ただ し、隣地境 界線から の距離が1 メートル 未満の建	140平 方メー トル	10メー トル(建 築物の 各部分 の高さ は、当該 部分か ら前面 道路の 反対側 の境界 線又は 隣地境 界線ま

			<p> 築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓（見 </p>	<p> での真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。) </p>
--	--	--	--	--

				付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けていないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
C地区（大宮深作地区地区計画の地区整備計画図に	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 大宮深作地区地区計画の地区整備計画図に示す壁面線aに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿			2メートル（建築物の外壁等は、大宮深作地区地区計画の地区整備計画図に	500平方メートル	

表示するC地区をいう。)	の用に供するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)		
--------------	---	--	--------------------------	--	--

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和駅西口地区地区整備計画の地区に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(へ)項第2号に規定するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 法別表第2(り)項第2号に規定するキャバレー (4) 法別表第2(り)項第3号に規定する個室付浴場業に係る公衆浴場 (5) 風営法第2条第6項第3号に規定する興行場であるヌードスタジオ及びストリップ劇場 (6) 風営法第2条第6項第4号に規定する営業であるモーテ		10分の7	1メートル(建築物の外壁等は、南浦和駅西口地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)	100平方メートル	

	ル営業を営む施設					
--	----------	--	--	--	--	--

20 浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和 仲町2 丁目地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する 地区	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 (3) 法別表第2(へ) 項第2号に規定する もの (4) 倉庫業を営む倉 庫 (5) 法別表第2(と) 項第3号に規定する 事業を営む工場 (6) 法別表第2(と) 項第4号に規定する 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの で、令第130条の9 に定めるもの (7) 風営法第2条第1 項第1号(キャバレ ーに限る。)及び第 2号から第4号まで 並びに同条第6項各 号に規定する営業 を営む施設			4メートル ないし 10.8メー トル(建築 物の外壁 等は、浦和 仲町2丁目 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。ただ し、公共用 歩廊その 他これに 類する公 益上必要 な建築物 で通行上 支障がな いものに ついては、	7,000平 方メー トル	

				この限り でない。)		
--	--	--	--	---------------	--	--

21 北与野駅南口西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
北与野駅南口西地区地区整備計画の地区表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設 (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）			2メートル (建築物の外壁等は、北与野駅南口西地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。)		

22 後原中央東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
後原中央東地区地区整備計画の地区表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (2) 倉庫業を営む倉庫			4メートル・5メートル・6メートル・7.4メートル(建築物の外壁等は、後原中		

る地区	(3) 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）		央東地区 地区計画 の地区整備 計画図に 表示する 壁面の位 置を越え て建築し てはなら ない。）		
-----	-----------------------------	--	---	--	--

23 浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和駅西口南第四地区地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（～）項第2号に規定するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場 (4) 風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (5) 2階以下の部分を			4メートル（建築物の外壁等は、浦和駅西口南第四地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共用歩廊その他これに	2,000平方メートル	

	住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（ただし、これらの用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く。）		類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについては、この限りでない。）		
B地区（浦和駅西口南第四地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（へ）項第2号に規定するもの (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 法別表第2（と）項第3号に規定する事業を営む工場 (4) 風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設		2メートル（建築物の外壁等は、浦和駅西口南第四地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上	1,000平方メートル	

				支障がないものについては、この限りでない。)		
--	--	--	--	------------------------	--	--

24 上木崎1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
東ゾーン (上木崎1丁目地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する東ゾーンをいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 住宅(兼用住宅を含む。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施設			2メートル・4メートル(建築物の外壁等は、上木崎1丁目地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障	1,500平方メートル	

				がないものについては、この限りでない。)		
西ゾーン（上木崎1丁目地区計画の地区整備計画図に表示する西ゾーンをいう。）	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 集会場 (3) 診療所 (4) 保育園及び幼稚園 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもの (6) 公益上必要な建築物で令第130条の4及び令第130条の5の4に規定するもの (7) 建築物に附属する自動車車庫で令第130条の7の2第3号に規定するもの又は前各号の建築物に附属するもの			2メートル（建築物の外壁等は、上木崎1丁目地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについては、この限りでない。	1,500平方メートル	

				い。)		
--	--	--	--	-----	--	--

25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第二北地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)	
B-1地区 (浦和東部第二北地区地区整備計画の)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。た	135平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共歩	15メートル

<p>地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)</p>	<p>に規定する営業を営む施設</p>			<p>だし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)</p>	<p>廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p>
<p>B-2地区(浦和東部第二北地区地区)の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>			<p>1メートル(建築物の外壁等から境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)</p>	<p>135平方メートル(公衆便所、巡査派出所、共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限</p>

					りでない。)
C-1 1地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-1 地区を いう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (に) 項第5号及び第6号並びに同表 (へ) 項第4号及び第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)
C-1 2地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第6号及び同表 (に) 項第2号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属	150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共歩廊その他これ

図に表示するC-2地区をいう。)	に規定する営業を営む施設			する物置、外壁のない車庫等は除く。)	らに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)
------------------	--------------	--	--	--------------------	------------------------------------

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和東部第二中地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号及び同表(へ)項第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設 (3) 浦和東部第二中地区地区整備計画図に示す壁面線bに面する1階部分を住			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)(建築物の外壁等は浦和東部第二中	200平方メートル(公衆便所、巡査派出所、共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、	

	<p>宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの</p>		<p>地区地区整備計画図に表示する壁面の位置bを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。）</p>	<p>この限りでない。）</p>
<p>B-1地区 (浦和東部第二中地区地区整備計画の地区整備計画図に表</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号、同表(に)項第2号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び第3号並びに同表(へ)項第3号から第5号までに規定するもの</p>		<p>1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、</p>	<p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、共用歩廊その他これらに類</p>

示する B-1 地区を いう。)	(2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設		外壁のな い車庫等 は除く。) (建築物 の外壁等 は浦和東 部第二中 地区地区 整備計画 図に表示 する壁面 の位置aを 越えて建 築しては ならない。 ただし、公 共公益上 やむを得 ない建築 物及び建 築物の管 理上最小 限必要な 附帯施設 について は、この限 りでな い。)	する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。)	
B-2 地区 (浦和	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (は)		1メートル (建築物 の外壁等	150平 方メー トル(公	

<p>東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)</p>	<p>項第6号、同表 (に) 項第2号から第6号 まで並びに同表 (ほ) 項第2号及び 第3号に規定するも の (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設</p>		<p>から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。) (建築物の外壁等は浦和東部第二中地区地区整備計画図に表示する壁面の位置aを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設</p>	<p>衆便所、 巡査派出所、 共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。))</p>	
---	---	--	---	--	--

				について は、この限 りでな い。)		
C— 1地区 (浦和 東部第 二中地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C—1 地区を いう。)	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (に) 項第5号及び第6号、 同表 (ほ) 項第2号 及び第3号並びに同 表 (へ) 項第4号及 び第5号に規定する もの (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設			1メートル (建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。) (建築物 の外壁等 は浦和東 部第二中 地区地区 整備計画 図に表示 する壁面 の位置aを 越えて建 築しては ならない。 ただし、公 共公益上	150平 方メー トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。)	

				やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)	
C—2地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するC—2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号、同表(に)項第2号から第6号まで並びに同表(ほ)項第2号及び第3号に規定するものの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。) (建築物の外壁等は浦和東部第二中地区地区整備計画図に表示	150平方メートル(公共便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)	

			する壁面の位置aを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。）	
D—1地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD—1地区を	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第6号及び同表 (に) 項第2号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		1メートル (建築物の外壁等から境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	150平方メートル (公共衆便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公

いう。)					益上必要なものについては、この限りでない。)	
D— 2地区 (浦和 東部第 二中地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D—2 地区を いう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	135平方メートル(公衆便所、巡査派出所、共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)	15メートル

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地	次に掲げる用途に供す			1メートル	200平	

<p>区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>る建築物</p> <p>(1) 法別表第2（に）項第6号及び同表（へ）項第5号に規定するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）、第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設</p>		<p>（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。）</p> <p>（建築物の外壁等は浦和東部第二南地区地区整備計画図に表示する壁面の位置aを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小</p>	<p>方メートル（公共便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。）</p>	
---	---	--	--	---	--

				限必要な 附帯施設 について は、この限 りでな い。)	
B地 区（浦 和東部 第二南 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るB地 区をい う。）	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2（こ） 項第5号及び第6号 並びに同表（へ）項 第4号及び第5号に 規定するもの (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設			1メートル （建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。）	150平 方メー トル（公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。）
C— 1地区 （浦和 東部第 二南地	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2（は） 項第6号に規定する もの			1メートル （建築物 の外壁等 から道路 境界線ま	135平 方メー トル（公 衆便所、 巡査派

<p>区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C—1 地区を いう。)</p>	<p>(2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設</p>			<p>での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。)</p>	<p>出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。)</p>
<p>C— 2地区 (浦和 東部第 二南地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C—2 地区を いう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第6号に規定する もの (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設</p>			<p>1メートル (建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。)</p>	<p>135平 方メー トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ</p>

					いては、この限りでない。）	
--	--	--	--	--	---------------	--

28 大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮駅東口駅前南地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設					

29 宮原団地地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（宮原団地地区地区整備計画図に表示するA地区をい	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に規定するもの（3戸以上の長屋を除く。ただし、令和2年8月1日において現に存する3戸以上の長屋の敷地に、当該長屋の戸数以下			道路境界線及び隣地境界線等から敷地面積が110平方メートル以上の建築物の外壁等の面までの距離	110平方メートル	10メートル

う。)	<p>の長屋を建築する場合は、この限りでない。) 並びに第4号及び第8号に規定するもの</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>		<p>は、次のとおりとする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性</p>		
-----	---	--	---	--	--

			<p>の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けていないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、か</p>	
--	--	--	---	--

			<p>つ、出幅50センチメートル以下であるものを除くものとする。</p> <p>(1) 道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離は、0.6メートルとする。</p> <p>(2) 隣地境界線から建築物の外壁等の</p>	
--	--	--	---	--

				面までの距離（宮原団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限 ^a 又は ^b から都市計画道路吉野原今羽線に向かっての建築	
--	--	--	--	--	--

				物の外壁等の面までの距離を除く。)は、0.8メートルとする。 (3) 宮原団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限 ^a から都市		
--	--	--	--	---	--	--

				計画 道路 吉野 原今 羽線 に向 かっ ての 建築 物の 外壁 等の 面ま での 距離 は、1 階部 分 につ いて は 0.9メ ート ル、2 階部 分 につ いて は 1.5メ ート ル、3 階部	
--	--	--	--	---	--

				分については3.6メートルとする。 (4) 宮原団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限 ^b から都市計画道路吉野原今羽線に向		
--	--	--	--	--	--	--

				か つ て の 建 築 物 の 外 壁 等 の 面 ま で の 距 離 は、1 階 部 分 に つ い て は 0.6メ ー ト ル、2 階 部 分 に つ い て は 1.5メ ー ト ル、3 階 部 分 に つ い て は 2.4メ ー ト ルと		
--	--	--	--	---	--	--

				する。		
B地区（宮原団地区地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に規定するもの（3戸以上の長屋を除く。ただし、令和2年8月1日において現に存する3戸以上の長屋の敷地に、当該長屋の戸数以下の長屋を建築する場合は、この限りでない。）並びに第4号及び第8号に規定するもの並びに同表（ろ）項第2号に規定するもの (2) 前号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）			道路境界線及び隣地境界線等から敷地面積が110平方メートル以上の建築物の外壁等の面までの距離は、次のとおりとする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）	110平方メートル	10メートル

			<p>で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋そ</p>	
--	--	--	--	--

			<p>その他これらに類するものを設けていないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除くものとする。</p> <p>(1) 隣地境界線から建築物の外壁等までの距離(宮</p>	
--	--	--	--	--

				原団 地地 区地 区計 画の 地区 整備 計画 図に 表示 する 壁面 の位 置の 制限 ^a 又は ^b から 都市 計画 道路 吉野 原今 羽線 に向 かつ ての 建築 物の 外壁 等の 面ま		
--	--	--	--	--	--	--

				での 距離 を除 く。)は、 0.8メ ートルと する。 (2) 宮 原団 地地 区地 区計 画の 地区 整備 計画 図に 表示 する 壁面 の位 置の 制限 ^a から 都市 計画 道路 吉野 原今		
--	--	--	--	--	--	--

				羽線 に向 かっ ての 建築 物の 外壁 等の 面ま での 距離 は、1 階部 分 につ いて は 0.9メ ート ル、2 階部 分 につ いて は 1.5メ ート ル、3 階部 分 につ いて は 3.6メ	
--	--	--	--	---	--

				一ト ルと する。 (3) 宮 原団 地地 区地 区計 画の 地区 整備 計画 図に 表示 する 壁面 の位 置の 制限 ^b から 都市 計画 道路 吉野 原今 羽線 に向 かっ ての 建築 物の	
--	--	--	--	---	--

				外壁等の面までの距離は、1階部分については0.6メートル、2階部分については1.5メートル、3階部分については2.4メートルとする。		
--	--	--	--	--	--	--

30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

<p>業 務・商 業複合 地区 (大宮 駅西口 第四地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する 業務・ 商業複 合地区 をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設</p>	<p>次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(敷地面積が500平方メートル以上の場合であって、高度利用地区(都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいう。以下同じ。)、特定街区(同項第4号に規定する特定街区をいう。以下同じ。)、法第59条の2第1項の規定による許可、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項に規定する都市再生特別地区をいう。以下同じ。))その他法令の規定により建築物の容積率の特例の適用を受ける場合は、この限りでない。)</p> <table border="1" data-bbox="646 1659 890 1995"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル未満</td> <td>10分の40</td> </tr> <tr> <td>500平方メートル以上</td> <td>10分の50</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	割合	500平方メートル未満	10分の40	500平方メートル以上	10分の50	<p>10分の7</p>	<p>1メートル(建築物の外壁等は、大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)</p>	<p>150平方メートル</p>
敷地面積	割合										
500平方メートル未満	10分の40										
500平方メートル以上	10分の50										

		上				
商業・文化・サービス地区 (大宮駅西口第四地区地区 計画の地区整備計画図に示す商業・文化・サービス地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設		10分の7		100平方メートル	
住宅・商業複合地区 (大宮駅西口第四地区地区)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		10分の7		100平方メートル	

計画の 地区整 備計画 図に表 示する 住宅・ 商業複 合地区 をい う。)						
---	--	--	--	--	--	--

31 大原 1 丁目弁天下地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大原 1丁目 弁天下 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号 (3戸以上の 長屋を除く。)、第 2号、第4号、第6号、 第8号及び第9号に 規定するもの (2) 前号の建築物に 附属するもの (令第 130条の5に規定す るものを除く。)	10分の15	10分の 6	0.75メー トル (敷地 面積110平 方メート ル以上の 建築物の 外壁等か ら敷地境 界線まで の距離と する。ただ し、壁面の 位置の制 限に満た ない距離 にある建 築物又は 建築物の	110平 方メー トル	9メート ル (建築 物の各 部分の 高さは、 当該部 分から 前面道 路の反 対側の 境界線 又は隣 地境界 線まで の真北 方向の 水平距 離に

			部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計	1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。)
--	--	--	---	---------------------------------

				が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けていないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）		
--	--	--	--	--	--	--

32 武蔵浦和駅第8—1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵	次に掲げる用途に供す			2メートル	1,000平	

<p>浦和駅 第8—1 街区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区</p>	<p>る建築物 (1) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号、 同表 (へ) 項第2号 及び第5号並びに同 表 (り) 項第2号及 び第3号に規定する もの (2) 風営法第2条第1 項各号、同条第6項 各号及び同条第9項 に規定する営業を 営む施設</p>		<p>ル・9メー トル (建築 物の外壁 等は、武蔵 浦和駅第8 —1街区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 壁面の位 置を越え て建築し てはなら ない。ただ し、公共用 歩廊その 他これに 類する公 益上必要 な建築物 で通行上 支障がな いもの については、 この限り でない。)</p>	<p>方メー トル</p>	
---	--	--	---	-------------------	--

33 江川地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地	次に掲げる用途に供す			1メートル	120平	建築物

<p>区（江川地区 地区計画の地区整備 計画図に表示するA 地区をいう。）</p>	<p>る建築物 (1) 売場面積が500 平方メートルを超える 物品販売店舗</p>		<p>（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車庫等で軒の高さが2.3メー</p>	<p>方メートル</p>	<p>の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下とする。</p>
---	---	--	--	--------------	--

				トル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。)	
B地区（江川地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) ボーリング場又はスケート場			1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メー	120平方メートル

				<p>トル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）</p>	
<p>C地区（江川地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区を</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) ボーリング場又はスケート場</p> <p>(4) 床面積の合計が1,500平方メートルを超える物品販売店舗</p>			<p>1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満</p>	<p>120平方メートル</p>

いう。)			たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
------	--	--	---	--

				を除く。)	
D地区（江川地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 公衆浴場 (3) ボーリング場又はスケート場 (4) 住宅又は共同住宅 (5) 風営法第2条第1項各号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設			1メートル （建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で	150平方メートル

				軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）	
--	--	--	--	--	--

34 南平野地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（南平野地区地区整備計画の地区整備計画図に示すA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 売場面積が500平方メートルを超える物品販売店舗			1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置	120平方メートル	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離

			その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）		に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下とする。
B地区（南平野地区地区計画の			1メートル（建築物の外壁等から道路境界線ま	120平方メートル	建築物の各部分の高さは、当該部分

<p>地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p>			<p>での距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中</p>	<p>から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下とする。</p>
-----------------------------	--	--	--	---

			心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。)		
C地区（南平野地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館		1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10	120平方メートル	

			平方メートル以内であるものの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）	
D地区（南平野地区地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場又はスケート場 (3) 自動車教習所		1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物	120平方メートル

				の部分の うち、物置 その他こ れに類す るもので 軒の高さ が2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が10 平方メー トル以内 であるも の、自動車 車庫等で 軒の高さ が2.3メー トル以下 であるも の又は外 壁等の中 心線の長 さの合計 が3メート ル以下で あるもの を除く。)		
--	--	--	--	--	--	--

35 岩槻駅東口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

<p>岩槻 駅東口 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物</p> <p>(1) 原動機を使用す る工場で作業場の 床面積の合計が50 平方メートルを超 えるもの</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉 庫</p> <p>(3) 3階以下の部分を 住宅又は共同住宅 の用途に供するも の(ただし、これら の用途の出入口ホ ール及び階段等の 部分は除く。)</p> <p>(4) 風営法第2条第6 項各号に規定する 営業を営む施設</p>		<p>1.5メート ルないし3 メートル (建築物 の外壁等 は、岩槻駅 東口地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る壁面の 位置を越 えて建築 してはな らない。た だし、公衆 便所、巡査 派出所そ の他これ らに類す る建築物 で公益上 必要なも の、駐車場 の斜路の 擁壁、排気 塔及び地 下と地上 を結ぶ階 段の手す</p>	<p>200平 方メー トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する公 益上必 要な建 築物に ついて は、この 限りで ない。)</p>	
---	--	--	--	--	--

				り等で公益上、防災上必要なもの、ペDESTリアンデッキその他これに類する公益上必要なもので通行上支障がないもの並びに広場及びプロムナードの利用上必要なものについては、この限りでない。）	
--	--	--	--	--	--

36 東岩槻6丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（東岩槻6丁目地区地区整備計画の	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 地方公共団体の事務所の用に供するもの (2) 老人福祉センタ	10分の10		2メートル (建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境		15メートル(建築物の各部分の高さは、当該

<p>地区整備計画図に示すA地区をいう。)</p>	<p>一及び児童厚生施設 (3) 診療所 (4) 集会所、図書館その他これらに類するもの (5) 巡査派出所及び公衆電話所 (6) 公衆便所及び東屋 (7) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>界線までの距離とする。)</p>	<p>部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。)</p>
<p>B地区（東岩槻6丁目地区）の地区整備計画図に示す</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5) マージャン屋、ば</p>			

B地区 をい う。)	ちんこ屋、射的場そ の他これらに類す るもの					
------------------	------------------------------	--	--	--	--	--

37 岩槻駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地 区（岩 槻駅西 口地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するA 地区を いう。）				0.5メート ル（建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、壁面 の位置の 制限に満 たない距 離にある 建築物又 は建築物 の部分の うち、物置 その他こ れに類す るもので 軒の高さ が2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が10	100平 方メー トル	12メー トル

			平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）		
B地区（岩槻駅西口地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎		0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物	100平方メートル	15メートル

				<p>の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）</p>		
C1 地区 (岩槻)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) ホテル又は旅館			0.5メートル（建築物の外壁等	100平方メートル	15メートル

<p> 駅西口 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るC1 地区を いう。) </p>	<p> (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 勝馬投票券発売所又は場外車券売場 (6) 風営法第2条第1項第4号及び同条第6項第2号に規定する営業を営む施設 </p>		<p> から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、壁面 の位置の 制限に満 たない距 離にある 建築物又 は建築物 の部分の うち、物置 その他こ れに類す るもので 軒の高さ が2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が10 平方メー トル以内 であるも の、自動車 車庫等で 軒の高さ が2.3メー トル以下 であるも </p>		
--	---	--	---	--	--

			<p>の又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。) 1メートル (建築物の外壁等は、岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置aを越えて建築してはならない。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置</p>	
--	--	--	---	--

			その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。）		
C2 地区 (岩槻 駅西口 地区地	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 倉庫業を営む倉		0.5メートル(建築物の外壁等から道路境界線ま	100平方メートル	

<p>区計画の地区整備計画図に表示するC2地区をいう。)</p>	<p>庫 (4) 勝馬投票券発売所又は場外車券売場 (5) 風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営む施設</p>		<p>での距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中</p>		
----------------------------------	--	--	--	--	--

			心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。)		
D地区（岩槻駅西口地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 勝馬投票券発売所又は場外車券売場 (5) 風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施設		0.5メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10	150平方メートル	

			<p>平方メートル以内であるものの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるものの又は外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものを除く。) 1メートル (建築物の外壁等は、岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置aを越えて建築してはならない。た</p>	
--	--	--	--	--

			だし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの、自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は外壁等の中心線の長さの合計	
--	--	--	---	--

				が3メートル以下であるものを除く。) 1メートル (建築物の1階部分の外壁等は、岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置bを越えて建築してはならない。)	
--	--	--	--	---	--

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (岩槻南部新和西地区地区整備計画の地区整備計画図に)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (こ) 項第5号及び第6号並びに同表 (へ) 項第4号及び第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属	150平方メートル (公衆便所、巡査派出所、共用歩廊その他これ	

表示するA地区をいう。)	に規定する営業を営む施設		する物置、外壁のない車庫等は除く。)	らに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)
B地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号、同表(に)項第2号から第6号まで並びに同表(ほ)項第2号及び第3号に規定するものの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)

<p>C地区（岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（に）項第3号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>		<p>1メートル （建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。）</p>	<p>150平方メートル（公衆便所、巡査派出所、公共共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。）</p>	
<p>D1地区（岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（は）項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>		<p>1メートル （建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない</p>	<p>150平方メートル（公衆便所、巡査派出所、公共共用歩廊その他これらに類する建</p>	<p>15メートル</p>

D1地区をいう。)				い車庫等は除く。)	建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)	
D2地区(岩槻南部新和西区地区地区計画の地区整備計画図に表示するD2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(は)項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、建築物に附属する物置、外壁のない車庫等は除く。)	150平方メートル(公共便所、巡査派出所、共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)	12メートル
E地区(岩	次に掲げる用途に供する建築物			2メートル(建築物	200平方メー	

<p>槻南部 新和西 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るE地 区をい う。)</p>	<p>(1) 法別表第2 (は) 項第6号、同表 (に) 項第2号から第6号 まで並びに同表 (ほ) 項第2号及び 第3号に規定するも の (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設</p>			<p>の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。)</p>	<p>トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。)</p>
<p>F地 区(岩 槻南部 新和西 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るF地 区をい う。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号 まで並びに同表 (に) 項第4号及び 第6号に規定するも の (2) 風営法第2条第1 項第1号(キャバレ ーに限る。)、第2 号及び第3号に規定 する営業を営む施</p>		<p>1メートル (建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。た だし、建築 物に附属 する物置、 外壁のな い車庫等 は除く。)</p>	<p>150平 方メー トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公</p>	

設			2メートル (建築物 の外壁等 は、岩槻南 部新和西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。ただ し、建築物 に附属す る物置、外 壁のない 車庫等は 除く。)	益上必 要なも のにつ いては、 この限 りでな い。)	
---	--	--	--	--	--

39 武蔵浦和駅第7沿道街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
武蔵 浦和駅 第7沿 道街区 地区計 画の地 区整備	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2(へ) 項第5号並びに同表 (と) 項第2号及び 第3号に規定するも の	次の表の左欄に掲げる 建築物の容積率の区分 に応じ、同表右欄に掲 げる数値 <table border="1" data-bbox="646 1888 911 2000"> <tr> <td>建築物の 容積率</td> <td>割合</td> </tr> </table>	建築物の 容積率	割合	10分の6 (都市計 画道路大 谷場高木 線の区域 内に建築 物を建築		500平 方メー トル	
建築物の 容積率	割合							

計画図 に表示 する地 区	(2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号、 同条第6項各号並び に同条第9項に規定 する営業を営む施 設 (3) 都市計画道路大 谷場高木線に面す る2階以下の部分を 住宅、共同住宅、寄 宿舍又は下宿の用 途に供するもの（た だし、これらの用途 の玄関及び階段等 の部分は除く。）	法第68条 の4に規定 する公共 施設の整 備の状況 に応じた 建築物の 容積率	10分の20	しない敷 地につい ては、当該 都市計画 道路に供 する部分 の面積を 除した敷 地面積の 10分の7)			
		法第68条 の4第1号 イに規定 する区域 の特性に 応じた建 築物の容 積率	10分の40				

40 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地 区（本 郷町 北・吉 野町南 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い） 項第1号、第2号、第 3号（共同住宅（床 面積の合計が25平 方メートル未満の 住戸を有するもの を除く。）に限る。）、 第8号及び第9号並 びに同表（ろ）項第				120平 方メー トル	10メー トル

るA地区をいう。)	2号に規定するもの (2) 前号の建築物に 附属するもの(令第 130条の5に規定す るものを除く。)					
B-1地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)及び同表(に)項第4号に規定するもの (2) 葬祭場				120平方メートル	15メートル
B-2地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、				120平方メートル	15メートル

<p>するB —2地 区をい う。)</p>	<p>同表（へ）項第2号 及び第5号、同表 （と）項第3号及び 第4号並びに同表 （ぬ）項に規定する もの (2) 葬祭場 (3) 風営法第2条第1 項各号に規定する 営業を営む施設</p>					
<p>C— 1地区 (本郷 町北・ 吉野町 南地区 地区計 画の地 区整備 計画図 に表示 するC —1地 区をい う。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2（い） 項第3号（共同住宅 については、床面積 の合計が25平方メ ートル未満の住戸 を有するものに限 る。）及び同表（に） 項第4号に規定する もの (2) 葬祭場</p>				<p>120平 方メー トル</p>	<p>20メー トル</p>
<p>C— 2地区 (本郷 町北・ 吉野町 南地区</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2（い） 項第3号（共同住宅 については、床面積 の合計が25平方メ</p>				<p>120平 方メー トル</p>	<p>20メー トル</p>

地区計画の地区整備計画図に表示するC—2地区をいう。)	<p>一トル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号、同表(と)項第3号及び第4号並びに同表(ぬ)項に規定するもの</p> <p>(2) 葬祭場</p> <p>(3) 風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設</p>					
-----------------------------	---	--	--	--	--	--

41 領家1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
領家1丁目地区地区整備計画図に表示する地区	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 令第130条の3に規定する兼用住宅</p> <p>(3) 共同住宅、長屋及び寄宿舍(住戸の戸数が10戸を超えるものを除く。)</p> <p>(4) 保育所及び幼稚園</p> <p>(5) 自治会館</p> <p>(6) 診療所</p>				100平方メートル	10メートル

	<p>(7) 巡査派出所及び 公衆電話所</p> <p>(8) 事務所(汚物運搬 用自動車、危険物運 搬用自動車その他 これらに類する自 動車で国土交通大 臣の指定するもの のための駐車施設 を同一敷地内に設 けて業務を運営す るものを除く。)及 び令第130条の5の2 に規定する店舗、飲 食店その他これら に類する用途に供 するもので、その用 途に供する部分の 床面積の合計が500 平方メートル以下 のもの</p> <p>(9) 前各号の建築物 に附属する自動車 車庫、物置その他こ れらに類する用途 に供するもので軒 の高さが2.3メート ル以下のもの</p>					
--	--	--	--	--	--	--

42 日進東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

<p>A地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 法別表第2（に）項第4号から第6号まで、同表（ほ）項第2号及び第3号、同表（へ）項第3号及び第5号、同表（と）項第3号（同号(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(11)及び(15)を除く。）及び第4号（令第130条の9第1項の表(2)項及び(3)項に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。）、同表（り）項第2号並びに同表（ぬ）項第3号（同号(2)、(4)、(6)及び(12)を除く。）に規定するもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの</p>		<p>2メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。）</p> <p>（建築物の外壁等は、日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りで</p>	<p>1,000平方メートル</p>	<p>建築物の各部分の 높さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。</p>
---	--	--	--	--------------------	---

	(3) 葬祭場 (4) 風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設			ない。)		
B地区(日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで及び同表(ほ)項第2号に規定するもの (2) 葬祭場 (3) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			2メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。)(建築物の外壁等は、日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必	500平方メートル	建築物の各部分の高低さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。

				要な附帯施設については、この限りでない。)		
C地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（に）項第4号から第6号まで並びに同表（ほ）項第2号及び第3号に規定するものの (2) 事務所その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (4) 葬祭場 (5) 風営法第2条第1項第2号及び第3号			2メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。） （建築物の外壁等は、日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上	500平方メートル	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。

	に規定する営業を営む施設		最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)		
D地区（日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第4号、第6号、第8号及び第9号並びに同表(ハ)項第2号、第4号及び第6号に規定するもの (2) 事務所 (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)		2メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。) (建築物の外壁等は、日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物	500平方メートル	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とす

				の管理上 最小限必 要な附帯 施設につ いては、こ の限りで ない。)	る。
E地 区（日 進東地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する E地区 をい う。）	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2（に） 項第4号から第6号 まで、同表（ほ）項 第2号及び第3号、同 表（へ）項第2号及 び第3号、同表（と） 項第3号及び第4号、 同表（り）項第2号 並びに同表（ぬ）項 第3号に規定するも の (2) 店舗、飲食店その 他これらに類する 用途に供するもの で、その用途に供す る部分の床面積の 合計が3,000平方メ ートルを超えるも の (3) 葬祭場 (4) 風営法第2条第1 項各号に規定する		2メートル （建築物 の外壁等 から道路 境界線ま での距離 とする。） （建築物 の外壁等 は、日進東 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する壁 面の位置 を越えて 建築して はならな い。ただ し、公共公 益上やむ を得ない 建築物及	1,000平 方メー トル	建築物 の各部 分の高 さは、当 該部分 から前 面道路 の反対 側の境 界線又 は隣地 境界線 までの 真北方 向の水 平距離 に1.25 を乗じ て得た ものに 10メー トルを 加えた もの以

	営業を営む施設			び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)		下とする。
--	---------	--	--	-----------------------------------	--	-------

43 浦和東部第一地区地区整備計画区域

地区	区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)		次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第6号、同表(ほ)項第2号及び同表(へ)項第5号に規定するもの (2) 浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に示す壁面線aに面する1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの(ただし、これらの用途の玄関及び階段等の部分は除			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限	200平方メートル	

	く。) (3) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで、同条第6項各号及び同条第9項に規定する営業を営む施設		る。) で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。) (建築物の外壁等は、浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置aを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)	
B地区 (浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (に) 項第2号及び第4号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		1メートル (敷地面積150平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの (自動車車庫等を除く。)) で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は	150平方メートル

			出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）		
C地区 （浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		1メートル（敷地面積135平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル	135平方メートル	15メートル

				チメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
D—1地区(浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD—1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び同表(へ)項第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設			1メートル(敷地面積150平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。))で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。))で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)	150平方メートル	
D—2地区(浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD—2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物			1メートル(敷地面積150平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。))で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。))で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)	150平方メートル	

<p>部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。）</p>	<p>(1) 法別表第2 (に) 項第2号から第6号まで並びに同表 (ほ) 項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>	<p>壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）</p>	
---	---	---	--

44 南与野駅西口地区地区整備計画区域

<p>区分 地区</p>	<p>ア</p>	<p>イ</p>	<p>ウ</p>	<p>エ</p>	<p>オ</p>	<p>カ</p>
<p>A地区 (南与野駅西口地区地区計画)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (に) 項第2号、</p>		<p>10分の8</p>	<p>1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。た</p>	<p>150平方メートル</p>	<p>建築物の各部分の 高さは、 当該部分</p>

<p>画の地区 整備計画 図に表示 するA地区 をいう。)</p>	<p>第5号及び第6号 並びに同表（へ） 項第5号に規定す るもの</p> <p>(2) 南与野駅西口 地区地区計画の 地区整備計画図 に示す壁面線aに 面する1階部分を 住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 の用に供するも の（ただし、これ らの用途の玄関 及び階段等の部 分は除く。）</p> <p>(3) 風営法第2条 第1項第2号及び 第3号に規定する 営業を営む施設</p>		<p>だし、壁面の位置 の制限に満たな い距離にある建 築物又は建築物 の部分のうち、建 築物に附属する 物置で軒の高さ が2.3メートル以 下で、かつ、床面 積の合計が5平方 メートル以内で あるもの、建築物 に附属する開放 性の高い自動車 車庫等で軒の高 さが2.3メートル 以下であるもの、 都市計画道路が 相互に交差する 隅切り部分で外 壁等の中心線の 長さの合計が3メ ートル以下であ るものを除く。） （建築物の外壁 等は、南与野駅西 口地区地区計画 の地区整備計画 図に表示する壁 面の位置aを越え て建築してはな</p>	<p>から前面 道路の反 対側の境 界線又は 隣地境界 線までの 真北方向 の水平距 離に1.25 を乗じて 得たもの に20メ ートルを 加えたも の以下と する。</p>
---	--	--	--	---

				らない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りでない。)		
B地区 (南与野 駅西口地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地区 をいう。)	次に掲げる用途に供 する建築物 (1) 法別表第2 (に) 項第2号及 び第4号から第6 号まで並びに同 表(ほ) 項第2号 に規定するもの (2) 風営法第2条 第1項第2号及び 第3号に規定する 営業を営む施設			1メートル(敷地面積100平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるも	100平方 メートル	20メー トル

				の、都市計画道路 が相互に交差す る隅切り部分で 外壁等の中心線 の長さの合計が3 メートル以下で あるものを除 く。）	
--	--	--	--	---	--

45 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
第1-A (イ)地区 (武蔵浦 和駅周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する第 1-A (イ) 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 法別表第2 (ハ) 項第5号 並びに同表 (ト) 項第2号 及び第3号に規 定するもの (2) 道路又は水 路に面する2階 以下の部分を 住宅、共同住 宅、寄宿舎又は 下宿の用に供 するもの(ただ し、これらの用 途の玄関及び 階段等の部分 は除く。) (3) 風営法第2条	次の表の左欄に掲 げる建築物の容積 率の区分に応じ、 同表右欄に掲げる 数値(法第68条の3 第1項の規定によ る認定を受ける場 合は、この限りで ない。)	10分の6 (当該敷 地が接す る都市計 画道路大 谷場高木 線が法第 42条第1 項各号の いずれか に規定す る道路と い。ただ し、市長 なった場 合は、10 分の7)	0.5メート ル・13メート ル(建築物の 外壁等は、武 蔵浦和駅周辺 地区地区計画 の地区整備計 画図に表示す る壁面の位置 を越えて建築 してはなら ない。た だし、市長 なった場 合は、10 分の7)	500平方 メートル (公共上 又は公益 上必要な 建築物そ の他法第 59条第1 項第1号 に規定す る建築物 がやむを 得ないと 認められ ない。)					
		<table border="1"> <tr> <td>建築物 の容積 率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第68 条の4に 規定す る公共 施設の 整備の 状況に</td> <td>10分の 20</td> </tr> </table>	建築物 の容積 率	割合	法第68 条の4に 規定す る公共 施設の 整備の 状況に	10分の 20				
建築物 の容積 率	割合									
法第68 条の4に 規定す る公共 施設の 整備の 状況に	10分の 20									

	<p>第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="635 259 740 488"> <p>応じた建築物の容積率</p> </td> <td data-bbox="740 259 829 488"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 488 740 1267"> <p>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</p> </td> <td data-bbox="740 488 829 1267"> <p>10分の40（建築物の敷地の面積が500平方メートルに満たない敷地の場合は、10分の30）</p> </td> </tr> </table>	<p>応じた建築物の容積率</p>		<p>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</p>	<p>10分の40（建築物の敷地の面積が500平方メートルに満たない敷地の場合は、10分の30）</p>	<p>は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分その他市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。）</p>		
<p>応じた建築物の容積率</p>									
<p>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</p>	<p>10分の40（建築物の敷地の面積が500平方メートルに満たない敷地の場合は、10分の30）</p>								
<p>第1-A (ロ) 地区 (武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する第1-A (ロ) 地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 公共上又は公益上必要な建築物その他法第59条第1項第1号に規定する建築物で、市長がやむを得ないと認めたもの</p>		<p>2メートル</p> <p>(建築物の外壁等は、武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の建</p>						

				<p>建築物の部分、 公衆便所、巡 査派出所、駐 輪場その他こ れらに類する 公共公益上必 要な建築物又 は建築物の部 分、歩行者デ ッキ等歩行者 の利便に供す る施設又は施 設の部分その 他市長がやむ を得ないと認 めたものにつ いては、この 限りでない。)</p>	
<p>第1-B 地区（武蔵 浦和駅周 辺地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 第1-B地 区をい う。）</p>	<p>次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 法別表第2 (へ) 項第5号 並びに同表 (と) 項第2号 及び第3号に規 定するもの (2) 風営法第2条 第1項第2号及 び第3号並びに 同条第6項各号 に規定する営</p>		<p>2メートル・ 24メートル (建築物の外 壁等は、武蔵 浦和駅周辺地 区地区計画の 地区整備計画 図に表示する 壁面の位置を 越えて建築し てはならな い。ただし、 地盤面下の建</p>	<p>1,000平 方メート ル（公共 上又は公 益上必要 な建築物 その他法 第59条第 1項第1号 に規定す る建築物 で、市長 がやむを</p>	

	業を営む施設			建築物の部分、得ないと認められたものについて、この限りでない。)		
第1-C地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第1-C地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 公共上又は公益上必要な建築物その他法第59条第1項第1号に規定する建築物で、市長がやむを得ないと認められたもの					
第2地区	次に掲げる用途に			2メートル・	9,000平	

<p>(武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第2地区をいう。)</p>	<p>供する建築物</p> <p>(1) 法別表第2 (へ) 項第5号並びに同表 (と) 項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>		<p>20メートル</p> <p>(建築物の外壁等は、武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の建築物の部分、公衆便所、巡査派出所、駐輪場その他これらに類する公共公益上必要な建築物又は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分その他市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>	<p>方メートル (都市計画道路又は主要な公共施設である道路若しくは線路等で囲まれた敷地とする。ただし、公共上又は公益上必要な建築物又は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分その他市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>	
<p>第3地区</p>	<p>次に掲げる用途に</p>		<p>2メートル・</p>	<p>17,000平</p>	

<p>(武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第3地区をいう。)</p>	<p>供する建築物</p> <p>(1) 法別表第2 (へ) 項第5号並びに同表 (と) 項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>		<p>20メートル</p> <p>(建築物の外壁等は、武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の建築物の部分、公衆便所、巡査派出所、駐輪場その他これらに類する公共公益上必要な建築物又は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分が、市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>	<p>方メートル (都市計画道路又は主要な公共施設である道路若しくは線路等で囲まれた敷地とする。ただし、公共上又は公益上必要な建築物又は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分が、市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>	
<p>第4地区</p>	<p>次に掲げる用途に</p>		<p>2メートル</p>	<p>3,000平</p>	

<p>(武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第4地区をいう。)</p>	<p>供する建築物</p> <p>(1) 法別表第2 (へ) 項第5号並びに同表 (と) 項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</p>			<p>(建築物の外方メート</p> <p>壁等は、武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置を越えて建築してはならない。ただし、敷地盤面下の建築物の部分、ただし、公衆便所、巡回派出所、駐輪場その他に類する公共公益上必要な建築物又は建築物の部分、歩行者デッキ等歩行者の利便に供する施設又は施設の部分その他市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>	<p>ル(都市計画道路又は主要な公共施設である道路若しくは線路等で囲まれた敷地とする。ただし、公共上又は公益上必要な建築物又は建築物の第1号に規定する建築物で、市長がやむを得ないと認められたものについては、この限りでない。)</p>
<p>第6地区 (武蔵浦和)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p>		<p>4メートル</p>	<p>4,000平方メートル</p>	<p>(建築物の外方メート</p>

<p>和駅周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する第6 地区をい う。)</p>	<p>(1) 法別表第2 (へ) 項第5号 並びに同表 (と) 項第2号 及び第3号に規 定するもの (2) 風営法第2条 第1項第2号及 び第3号並びに 同条第6項各号 に規定する営 業を営む施設</p>			<p>壁等は、武蔵 浦和駅周辺地 区地区計画の 地区整備計画 図に表示する 壁面の位置を 越えて建築し てはならな い。ただし、 地盤面下の建 築物の部分、 公衆便所、巡 査派出所、駐 輪場その他こ れらに類する 公共公益上必 要な建築物又 は建築物の部 分、歩行者デ ッキ等歩行者 の利便に供す る施設又は施 設の部分その 他市長がやむ を得ないと認 めたものにつ いては、この 限りでない。)</p>	<p>ル（都市 計画道路 又は主要 な公共施 設である 道路若し しくは線路 等で囲ま れた敷地 とする。 ただし、 公共上又 は公益上 必要な建 築物その 他法第59 条第1項 第1号に 規定する 建築物 で、市長 がやむを 得ないと 認められ ない。)</p>
<p>第9地区 (武蔵浦 和駅周辺</p>	<p>次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 住宅、共同住</p>		<p>10分の6</p>	<p>1メートル・ 1.5メート ル・2メート</p>	<p>500平方 メートル</p>

<p>地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する第9 地区をい う。)</p>	<p>宅、寄宿舍又は 下宿の用に供 するもの (2) 法別表第2 (へ) 項第5号 並びに同表 (と) 項第2号 及び第3号に規 定するもの (3) 風営法第2条 第1項第2号及 び第3号並びに 同条第6項各号 に規定する営 業を営む施設</p>		<p>ル（建築物の 外壁等は、武 蔵浦和駅周辺 地区地区計画 の地区整備計 画図に表示す る壁面の位置 を越えて建築 してはならな い。ただし、 地盤面下の建 築物の部分、 公衆便所、巡 査派出所、駐 輪場その他こ れらに類する 公共公益上必 要な建築物又 は建築物の部 分、歩行者デ ッキ等歩行者 の利便に供す る施設又は施 設の部分その 他市長がやむ を得ないと認 めたものにつ いては、この 限りでない。)</p>	
---	---	--	--	--

46 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

地区						
浦和 駅西口 南高砂 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2(に) 項第2号及び同表 (へ) 項第5号に規 定するもの (2) 風営法第2条第1 項第1号(キャバレ ーに限る。)及び第 2号から第5号まで 並びに同条第6項第 4号から第6号まで に規定する営業を 営む施設(ただし、 都市再開発法(昭和 44年法律第38号)に 基づく第一種市街 地再開発事業の権 利変換により営業 を営む施設のうち、 当該施設が浦和駅 西口南高砂地区地 区計画が定められ た際に現に営業を営 んでいた施設(風営 法に適合する営業 を営んでいた施設 に限る。)と同一の 営業を営むもので、 当該地区計画が定			2メートル (建築物 の外壁等 は、浦和駅 西口南高 砂地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 壁面の位 置を越え て建築し てはなら ない。ただ し、地盤面 下の建築 物の部分 又は公共 用歩廊そ の他これ に類する 公益上必 要な建築 物で通行 上支障が ないもの について は、この限 りでな	1,500平 方メー トル(公 衆便所、 巡査派 出所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する公 益上必 要な建 築物に ついて は、この 限りで ない。)	

	められた際現に営業を営んでいた施設の床面積の合計を超えないものを除く。)			い。)		
	(3) 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（ただし、これらの用途の玄関及び階段等の部分は除く。)					

47 浦和西高台地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和西高台地区地区整備計画に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 自治会館 (3) 令第130条の4第3号に規定するもの (4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	10分の15		0.75メートル(建築物の外壁等から隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出	120平方メートル	9メートル(建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たもの

				窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	に5.5メートルを加えたもの以下とする。）
--	--	--	--	---	-----------------------

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 （大宮西部地区地区整備計画のA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自動車庫（建築物に附属するものを除く。） (2) 法別表第2（に）項第5号及び第6号並びに同表（へ）項第5号に規定するもの			1メートル（建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車庫等で軒の高さが2.3	200平方メートル	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの

<p>(3) 風営法 第2条第1 項第2号 及び第3 号に規定 する営業 を営む施 設</p>		<p>メートル以 下であるも の、敷地面積 200平方メ ートル未満 の建築物に 附属する物 置で軒の高 さが2.3メ ートル以下で、 かつ、床面積 の合計が5平 方メートル 以内である もの、敷地面 積200平方 メートル未 満の建築物 で外壁等の 中心線の長 さの合計が3 メートル以 下であるも の又は公共 公益上やむ を得ないも のを除く。) (建築物の 外壁等は、大 宮西部地区 地区計画の</p>	<p>以下とす る。</p>
---	--	--	--------------------

				<p>地区整備計画図に表示する道路境界線aから1メートルを越えて建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ない建築物又は建築物の部分については、この限りでない。）</p>		
<p>B-1 地区(大宮西部地区地区地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 自動車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで及び同表</p>		<p>1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物のうち、建築物に附属する開放性の</p>	<p>135平方メートル</p>	<p>20メートル(公共上又は公益上必要な建築物で、やむを得ないものについては、この限りでない。)</p>	

	<p>(ほ) 項 第2号に 規定する もの</p>		<p>高い自動車 車庫等で軒 の高さが2.3 メートル以 下であるも の、敷地面積 135平方メ ートル未満 の建築物に 附属する物 置で軒の高 さが2.3メー トル以下で、 かつ、床面積 の合計が5平 方メートル 以内である もの、敷地面 積135平方 メートル未 満の建築物 で外壁等の 中心線の長 さの合計が3 メートル以 下であるも の又は公共 公益上やむ を得ないも のを除く。)</p> <p>(建築物の</p>	
--	---------------------------------------	--	--	--

				外壁等は、大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路境界線b及び道路境界線cから2メートルを越えて建築してはならない。)		
B-2地区(大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで並びに同表(ほ)項第2号及び第3号に規定するもの			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以	135平方メートル(公共公益上やむを得ないものは、この限りでない。)	15メートル

				下であるもの又は公共 公益上やむを得ないもの を除く。)		
C-1 地区(大 宮西部 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るC-1 地区を いう。)	次に掲げる用 途に供する建 築物 (1) 法別表 第2(に) 項第5号 及び第6 号、同表 (ほ)項 第2号並 びに同表 (へ)項 第5号に 規定する もの			1メートル (建築物の 外壁等から 道路境界線 までの距離 とする。ただ し、壁面の位 置の制限に 満たない距 離にある建 築物又は建 築物の部分 のうち、建築 物に附属す る開放性の 高い自動車 車庫等で軒 の高さが2.3 メートル以 下であるも の、敷地面積 135平方メ ートル未満 の建築物に 附属する物 置で軒の高	135平 方メー トル	20メー トル

			<p>さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は公共公益上やむを得ないものを除く。) (建築物の外壁等は、大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路境界線aから1メートルを越えて建築してはならない。)</p>	
--	--	--	---	--

<p>C-2 次に掲げる用 地区(大 宮西部 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るC-2 地区を いう。)</p>	<p>次に掲げる用 途に供する建 築物 (1) 法別表 第2 (に) 項第3号 から第6 号までに 規定する もの</p>		<p>1メートル (建築物の 外壁等から 道路境界線 までの距離 とする。ただ し、壁面の位 置の制限に 満たない距 離にある建 築物又は建 築物の部分 のうち、建築 物に附属す る開放性の 高い自動車 車庫等で軒 の高さが2.3 メートル以 下であるも の、敷地面積 135平方メ ートル未満 の建築物に 附属する物 置で軒の高 さが2.3メ ートル以下で、 かつ、床面積 の合計が5平 方メートル</p>	<p>135平 方メー トル</p>	<p>20メー トル</p>
--	--	--	--	----------------------------	--------------------

				<p>以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は公共公益上やむを得ないものを除く。）</p> <p>（建築物の外壁等は、大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路境界線bから2メートルを越えて建築してはならない。）</p>		
D-1 地区(大宮西部地区地区計画)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自動車庫(建			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離	135平方メートル	20メートル

<p>の地区 整備計 画図に 表示す るD—1 地区を いう。)</p>	<p>建築物に附 属するもの を除く。)</p> <p>(2) 法別表 第2 (に) 項第3号、 第5号及 び第6号 に規定す るもの</p>		<p>とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物に附属する物置で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物</p>		
--	---	--	--	--	--

			<p>一トル未満の建築物に附属する物置で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は公共公益上やむを得ないものを除く。)</p> <p>(建築物の外壁等は、大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路境界線b及び道</p>	
--	--	--	---	--

				路境界線cから2メートルを越えて建築してはならない。)		
D-3地区(大宮西部地区地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-3地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 自動車庫(建築物に附属するものを除く。)			1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物に附属する物置で軒の高	135平方メートル	15メートル

				<p>さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は公共公益上やむを得ないものを除く。)</p>	
<p>E地区(大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)</p>				<p>1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分</p>	<p>135平方メートル</p>

			<p>のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物に附属する物置で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、敷地面積135平方メートル未満の建築物で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は公共公益上やむ</p>	
--	--	--	---	--

				を得ないものを除く。) (建築物の外壁等は、大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路境界線bから2メートルを越えて建築してはならない。)		
F地区(大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第3号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び第3号並びに同表(へ)項第3号に規定するもの (2) 風営法			1メートル (建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車庫等で軒	135平方メートル	20メートル

<p>第2条第1 項各号に 規定する 営業を営 む施設</p>		<p>の高さが2.3 メートル以 下であるも の、敷地面積 135平方メ ートル未満 の建築物に 附属する物 置で軒の高 さが2.3メー トル以下で、 かつ、床面積 の合計が5平 方メートル 以内である もの、敷地面 積135平方 メートル未 満の建築物 で外壁等の 中心線の長 さの合計が3 メートル以 下であるも の又は公共 公益上やむ を得ないも のを除く。) (建築物の 外壁等は、大 宮西部地区</p>	
---	--	--	--

				地区計画の 地区整備計 画図に表示 する道路境 界線dから1 メートルを 越えて建築 してはなら ない。)		
--	--	--	--	---	--	--

49 三室南宿地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 区(三室 南宿地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する A地区 をい う。)	次に掲げる用 途に供する建 築物以外の建 築物 (1) 法別表 第2(イ) 項第1号、 第2号、第8 号及び第9 号に規定 するもの (2) 自治会 館 (3) 前2号の 建築物に 附属する もの(令第 130条の5 に規定す			1メートル (建築物の 外壁等から 道路境界線 までの距離 とする。)	130平方メ ートル	軒の高さ 7メート ル以下

	るものを除く。)					
B地区(三室南宿地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)				1メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。)	110平方メートル	

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A-1地区(岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(兼用住宅を含む。) (2) 共同住宅及び寄宿舍 (3) 保育所及び幼稚園 (4) 自治会館 (5) 神社 (6) 診療所 (7) 巡査派出所及び公衆電話所 (8) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類			0.7メートル(敷地面積100平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路aに面する建築物の部分、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面	100平方メートル	10メートル

	<p>する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。)</p>		
<p>A-2地区（岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-2地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 共同住宅及び寄宿舎</p> <p>(3) 保育所及び幼稚園</p> <p>(4) 自治会館</p> <p>(5) 神社</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2（い）項第9号並びに同表（は）項第4号及び第7号に規定するもの</p> <p>(9) 事務所（汚物運搬用</p>	<p>0.7メートル（敷地面積100平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路aに面する建築物の部分、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附</p>	<p>100平方メートル</p>	<p>10メートル（公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと市長が認めたものについては、この限りでない。）</p>	

	<p>自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(10) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。)</p>	
<p>B地区 (岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号から第5号まで(第4号を除く。)並びに同表(と)項第4号に規定するもの</p> <p>(2) 葬祭場</p> <p>(3) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもの)</p>			<p>15メートル(公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと市長が認めたものについては、この限りでない。)</p>

	<p>ための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものに限る。)</p> <p>(4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>					
--	---	--	--	--	--	--

51 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
<p>A地区 (土屋地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)</p>				<p>0.75メートル（敷地面積120平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線（地区施設の道路の場合においては、その境界線）及び敷地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であ</p>	<p>120平方メートル（公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合において、その敷</p>	

			るもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
B地区 (土屋地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		0.75メートル(敷地面積120平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線(地区施設の道路の場合においては、その境界線)及び敷地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	120平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合に、敷地面積の合計が5	15メートル

				るもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)	この限りでない。)	
--	--	--	--	---	-----------	--

52 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮前町1丁目西地区地区整備計画の地区図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第7号及び同表(ハ)項第2号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				120平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たな	15メートル

					い場合に おいて、 その全部 を一の敷 地として 使用する 場合は、 この限り でない。)	
B地区 (宮前町1 丁目西地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するB地区 をいう。)	次に掲げる用途に供する建 築物 (1) 法別表第2(に)項第 2号から第5号までに規 定するもの (2) 風営法第2条第1項第 2号及び第3号に規定す る営業を営む施設				120平方 メートル (公共施 設の整備 等により 分割した 土地が建 築物の敷 地面積の 最低限度 に満たな い場合に おいて、 その全部 を一の敷 地として 使用する 場合は、 この限り でない。)	15メート ル
C地区 (宮前町1	次に掲げる用途に供する建 築物				120平方 メートル	

丁目西地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	(1) 法別表第2(に)項第4号及び第6号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				(公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合において、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)
--------------------------------	---	--	--	--	---

53 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (蓮沼五反田地区地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(い)項第7号に規定するもの				120平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度	

					に満たない場合において、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)	
B地区 (蓮沼五反田地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(い)項第7号及び同表(は)項第2号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				120平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合において、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)	12メートル
C地区	次に掲げる用途に供する建				120平方	15メートル

(連沼五反田地区地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	建築物 (1) 法別表第2(に)項第2号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合において、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)
------------------------------	--	--	--	--	---

54 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大谷南部地区地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(い)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)及び第7号に規定するもの			0.75メートル(敷地面積135平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線(地区施設の道路の場合においては、その境界線)及び敷地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満た	135平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の	

			<p>ない距離にある建築物 又は建築物の部分のう ち、建築物に附属する 物置その他これに類す るもの（自動車車庫等 を除く。）で軒の高さ が2.3メートル以下で、 かつ、床面積の合計が5 平方メートル以内であ るもの、建築物に附属 する開放性の高い自動 車車庫等で軒の高さが 2.3メートル以下であ るもの、外壁等の中心 線の長さの合計が3メ ートル以下であるもの 又は出窓（見付面積の2 分の1以上が窓であり、 天袋、地袋その他これ らに類するものを設け ないものに限る。）で 下端の床面からの高さ が30センチメートル 以上で、かつ、出幅50 センチメートル以下で あるものを除く。）</p>	最低限度 に満た ない場合 において、 その全部 を一の敷 地として 使用する 場合は、 この限り でない。）	
B地区 （大谷南 部地区地 区計画の 地区整備	次に掲げる用途に供する建 築物 （1）法別表第2（に）項第 2号から第6号までに規 定するもの		0.75メートル（敷地面 積135平方メートル以 上の建築物の外壁等か ら道路境界線（地区施 設の道路の場合におい	135平方 メートル （公共施 設の整備 等により	15メート ル

<p>計画図に表示するB地区をいう。)</p>	<p>(2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>	<p>ては、その境界線) 及び敷地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)</p>	<p>分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合において、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)</p>
-------------------------	--	--	--

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第7号に規定するもの			0.75メートル(敷地面積120平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線(地区施設の道路の場合においては、その境界線)までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないも	120平方メートル(公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度分に満たない場合に於いて、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。)	

			のに限る。) で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
B地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2 (い) 項第7号及び同表 (は) 項第2号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		0.75メートル (敷地面積120平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線 (地区施設の道路の場合においては、その境界線) までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの (自動車、車庫等を除く。) で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓	120平方メートル (公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合に、この限りでない。)	12メートル

			(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。) で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。)		
C地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第2号から第6号までに規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		0.75メートル(敷地面積120平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線(地区施設の道路の場合においては、その境界線)までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車庫等で軒の高さが2.3メートル	120平方メートル(公共施設の整備等により分割した土地が建築物の敷地面積の最低限度に満たない場合に、その全部を一敷地として使用する場合は、この限りでない。)	15メートル

				ル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	
--	--	--	--	---	--

56 やつしま地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
やつしま地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に規定するもの(3戸以上の長屋を除く。)並びに同項第2号、第8号及び第9号に規定するもの (2) 自治会館 (3) 幼稚園及び保育所 (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター	10分 15	10分 6	0.75メートル(建築物の外壁等から隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)	120平方メートル	10メートル(建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に

	(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)		で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるものを除く。)	1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。)
--	---	--	--	---------------------------------

57 梅の郷地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
梅の郷地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物(建築物の地階を、自動車車庫又は自転車駐車場以外の用途に供するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 住宅で診療所を兼ねるもの(患者の収容施設がないものに限る。) (3) 令第130条の3第1項第1号及び第6号に規定するもの (4) 自治会館	10 12		0.9メートル(建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車	150平方メートル	9メートル(階数は地階を除き2以下とする。)

	(5) 前各号の建築物に附属するもの		庫等を除く。) で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるものを除く。）		
--	--------------------	--	--	--	--

58 三室南宿第二地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A-1地区（三室南宿第二地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA-1地区をいう。）				1メートル（建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車	110平方メートル	

			<p>車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。）</p>	
<p>A—2地区（三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するA—2地区をいう。）</p>				<p>110平方メートル</p>
<p>B地区（三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をい</p>			<p>1メートル（建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3</p>	<p>110平方メートル</p> <p>15メートル</p>

う。)		メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。）	
C—1地区（三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC—1地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（に）項第4号及び第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	1メートル（建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等	110平方メートル

				の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。）		
C—2地区（三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC—2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2（に）項第4号及び第5号に規定するもの (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設				110平方メートル	

59 日生浦和地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
日生浦和地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号（3戸以上の長屋を除く。）、第2号及び第9号に規定	10分の12	10分の6	1メートル（建築物の外壁等（出窓を含む。）から隣地境界線（水路境界線を除く。）までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物	130平方メートル	9メートル（建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た

<p>するもの</p> <p>(2) 自治会館</p> <p>(3) 患者を入院させるための施設を有しない診療所を兼ねる住宅</p> <p>(4) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>	<p>の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるものを除く。）</p>	<p>ものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築物の敷地が水路に接する場合には、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。）</p>
---	---	--

60 内野本郷地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
A-1地区（内野本郷地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-1地区をいう。）				<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（水路に接する場合は除く。）までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <table border="1" data-bbox="726 1780 981 2004"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120平方メートル以上</td> <td>0.75メートル</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	数値	120平方メートル以上	0.75メートル	120平方メートル	<p>(1) 11メートル（階数は地階を除き3以下とする。）</p> <p>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線（建築物の敷地が水路に接</p>
敷地面積	数値									
120平方メートル以上	0.75メートル									

			<table border="1" data-bbox="727 259 976 432"> <tr> <td data-bbox="727 259 852 338">120平方 メートル 未満</td> <td data-bbox="852 259 976 338">0.5メート ル</td> </tr> </table> <p data-bbox="691 450 1013 1713">ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、附属建築物の物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。</p>	120平方 メートル 未満	0.5メート ル	<p data-bbox="1177 282 1369 1989">する場合においては、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。）までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えた数値（ただし、建築物の敷地面積の最低限度（以下この(2)において「最低限度」という。）の規定が定められた際に建築物の敷地として使用されている土地で最低限度の規定に適合しないこととなる敷地において、最低限度の規定が定められた際に存</p>
120平方 メートル 未満	0.5メート ル					

					する建築物の階数が、地階を除き3以上のものである場合については、適用しない。)						
A-2地区（内野本郷地区地区計画の地区整備計画図に表示するA-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（水路に接する場合は除く。）までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値	120平方メートル	(1) 11メートル（階数は地階を除き3以下とする。） (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線（建築物の敷地が水路に接する場合には、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。）までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えた数値						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120平方メートル以上</td> <td>0.75メートル</td> </tr> <tr> <td>120平方メートル未満</td> <td>0.5メートル</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	数値	120平方メートル以上	0.75メートル	120平方メートル未満	0.5メートル		
敷地面積	数値										
120平方メートル以上	0.75メートル										
120平方メートル未満	0.5メートル										
			ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、附属建築物の物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、								

			開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。		(ただし、建築物の敷地面積の最低限度(以下この(2)において「最低限度」という。)の規定が定められた際に現に建築物の敷地として使用されている土地で最低限度の規定に適合しないこととなる敷地において、最低限度の規定が定められた際に現に存する建築物の階数が、地階を除き3以上のものである場合については、適用しない。)
B-1地区(内野本郷地区)の地区整備計画図に表示す	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に)項第4号に規定するもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(水路に接する場合は除く。)までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値	120平方メートル	(1) 15メートル (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界

るB—1地区をいう。)

敷地面積	数値
120平方メートル以上	0.75メートル
120平方メートル未満	0.5メートル

ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、附属建築物の物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。

線（建築物の敷地が水路に接する場合には、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。）までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えた数値（ただし、建築物の敷地面積の最低限度（以下この(2)において「最低限度」という。）の規定が定められた際に現に建築物の敷地として使用されている土地で最低限度の規定に適合しないこととなる敷地において、最低限度の

					規定が定められた際現に存する建築物の階数が、地階を除き3以上のものである場合については、適用しない。)
B-2地区(内野本郷地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に)項第4号に規定するもの (3) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するもの (4) 法別表第2(ほ)項第3号に規定するもの (5) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メ		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(水路に接する場合は除く。)までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、附属建築物の物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、	120平方メートル	(1) 15メートル (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線(建築物の敷地が水路に接する場合には、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。)までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7メートルを加えた数値(ただし、建築

敷地面積	数値
120平方メートル以上	0.75メートル
120平方メートル未満	0.5メートル

	<p>メートルを超えるもの</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>		<p>床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。</p>		<p>物の敷地面積の最低限度(以下この(2)において「最低限度」という。)の規定が定められた際現に建築物の敷地として使用されている土地で最低限度の規定に適合しないこととなる敷地において、最低限度の規定が定められた際現に存する建築物の階数が、地階を除き3以上のものである場合については、適用しない。)</p>
<p>C地区(内野本郷地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区を</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 葬祭場</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号に規定するもの</p> <p>(3) 法別表第2</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(水路に接する場合は除く。)までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p>	<p>120平方メートル</p>	<p>20メートル</p>

いう。)	(ほ) 項第2号に規定するもの	敷地面積	数値
		120平方メートル以上	0.75メートル
		120平方メートル未満	0.5メートル
<p>ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、附属建築物の物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものについては、この限りでない。</p>			

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 自動車修理工場(自動車販売業、自動車用品販売その他これらに類する物品販売業を営む店舗に附属するものを除く。) (3) 法別表第2(に)項第6号に規定するもの (4) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するもの (5) 法別表第2(へ)項第5号に規定するもの (6) 法別表第2(と)項第3号に規定するもの (7) 風営法第2条			(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(指扇地区地区計画の地区整備計画図に示す道路境界線a(道路の路面の中心からの高さが2.5メートル以下の範囲に限る。(2)において同じ。))及び隣地境界線までの距離 1メートル (2) 指扇地区地区計画の地区整備計画図に示す道路境界線aからの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離 2メートル (3) (1)及び(2)において、公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについて	200平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なのは、この限りでない。)	20メートル(建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えたもの以下とする。)

	第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設		は、この限りでない。		
B地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2(に)項第6号に規定するもの		(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離については、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める数値 ア 敷地面積が100平方メートル(埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年埼玉県条例第37号)第3条第1項の路地状部分のうち、幅員が4メートル未満のものを有する敷地にあっては、当該部分を除いた面	120平方メートル	15メートル

			<p>積)以上の敷地 1メートル</p> <p>イ 敷地面積が 100平方メートル未満の敷地 0.5メートル</p> <p>(3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 附属建築物の物置その他これに類するもの (自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>イ 開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下で</p>	
--	--	--	--	--

			<p>あるもの</p> <p>ウ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>エ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの</p>		
<p>C地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) ガソリンスタンド(液化石油ガス、天然ガス等を取り扱うものを含む。)</p> <p>(2) 葬祭場</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第3号に規定するもの</p>		<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離 1メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離については、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める</p>	120平方メートル	15メートル

<p>(4) 法別表第2 (に) 項第4号 に規定するもの</p> <p>(5) 法別表第2 (に) 項第5号 に規定するもの</p> <p>(6) 法別表第2 (に) 項第6号 に規定するもの</p>	<p>数値</p> <p>ア 敷地面積が 100平方メートル（埼玉県建築 基準法施行条例 第3条第1項の路 地状部分のうち、幅員が4メー トル未満のもの を有する敷地に あつては、当該 部分を除いた面 積）以上の敷地 1メートル</p> <p>イ 敷地面積が 100平方メー トル未満の敷地 0.5メートル</p> <p>(3) (1)及び(2)にお いて、当該限度に 満たない距離にあ る建築物又は建築 物の部分で、次の アからエまでのい ずれかに該当する 場合は、この限り でない。</p> <p>ア 附属建築物の 物置その他これ に類するもの （自動車車庫等</p>
---	--

			<p>を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>イ 開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>ウ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>エ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの</p>		
D地区			1メートル	200平方メ	15メートル

<p>(指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。)</p>				<p>メートル</p>	
<p>E地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物 (1) 令第130条の5の3に規定する建築物で、その用途に供する床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p>		<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離については、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める数値 ア 敷地面積が100平方メートル(埼玉県建築基準法施行条例第3条第1項の路地状部分のうち、幅員が4メートル未満のものを有する敷地にあっては、当該</p>	<p>120平方メートル</p>	<p>12メートル</p>

			<p>部分を除いた面積) 以上の敷地 1メートル</p> <p>イ 敷地面積が 100平方メートル未満の敷地 0.5メートル</p> <p>(3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 附属建築物の物置その他これに類するもの (自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>イ 開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが2.3</p>	
--	--	--	---	--

				<p>メートル以下であるもの</p> <p>ウ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>エ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの</p>	
--	--	--	--	--	--

62 グリークレスト岩槻地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
グリークレスト岩槻地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ) 項第1号に規定するもの(長屋を除く。) (2) 令第130条		10分の6	1メートル(建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離とする。ただし、敷地境界線からの距離が1メートル未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル	130平方メートル	9メートル(軒の高さは6.5メートル以下とする。)

	<p>の3第1号、2号 （食堂又は喫 茶店を除 く。）、第3号 及び第6号に 規定するもの</p> <p>(3) 自治会館 (4) 保育所 (5) 診療所（患 者を入院させ るための施設 を有するもの を除く。）</p> <p>(6) 令第130条 の5の2第2号 に規定するも の</p> <p>(7) 前各号の建 築物に附属す るもの（令第 130条の5に規 定するものを 除く。）</p>		<p>ル以内であるもの、建築物に附属 する開放性の高い自動車車庫等 で軒の高さが2.3メートル以下で あるもの、外壁若しくはこれに代 わる柱の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの、若しく は出窓（見付面積の2分の1以上が 窓であり、天袋、地袋その他これ らに類するものを設けていない ものに限る。）で下端の床面から の高さが30センチメートル以上、 かつ、出幅50センチメートル未満 であるものを除く。）</p>		
--	---	--	---	--	--

63 北袋町1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地 区（北袋 町1丁目 地区地 区計画	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 葬祭場 (2) 法別表第2（に） 項第5号に規定する			2メートル（建築物の外壁 等の面は、北袋町1丁目地 区地区計画の地区整備計 画図に表示する壁面の位 置を越えて建築してはな	1,500 平方メ ートル	

<p>の地区 整備計 画図に 表示す るA地 区をい う。)</p>	<p>もの (3) 法別表第2 (に) 項第6号に規定する もの (4) 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定する もの (5) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 並びに同条第6項各 号に規定する営業 を営む施設</p>		<p>らない。)</p>		
<p>B地 区(北袋 町1丁目 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るB地 区をい う。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定する もの (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号 に規定する営業を 営む施設</p>		<p>2メートル・3.5メートル (建築物の外壁等の面 は、北袋町1丁目地区地区 計画の地区整備計画図に 表示する壁面の位置を越 えて建築してはならな い。ただし、公共の用に 供する人工地盤は、この 限りでない。)</p>		
<p>C地 区(北袋 町1丁目 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るC地 区をい う。)</p>	<p>次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定する もの (2) 風営法第2条第1 項第2号及び第3号</p>		<p>1メートル・2メートル(建 築物の外壁等の面は、北 袋町1丁目地区地区計画 の地区整備計画図に表示 する壁面の位置を越えて 建築してはならない。た だし、警察施設又は防犯</p>		

画図に表示するC地区をいう。)	に規定する営業を営む施設			上若しくは防災上必要な施設については、この限りでない。)		
-----------------	--------------	--	--	------------------------------	--	--

64 白楡電建地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A-1 地区(白楡電建地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に規定するもの(3戸以上の長屋を除く。) (2) 令第130条の3第1号及び第6号に規定するもの (3) 自治会館、公民館その他これらに類するもの (4) 法別表第2(イ)項第9号に規定するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	10分の10	100分の53	1メートル(建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離とする。ただし、敷地境界線からの距離が1メートル未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに	150平方メートル	10メートル(法第56条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条第2項の規定は適用しない。)

				類するものを設けないものに限る。) で下端の床面からの高さが40センチメートル以上、かつ、出幅30センチメートル未満であるものを除く。)		
A-2 地区(白 鉄電建 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す るA-2 地区を いう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に規定するもの(3戸以上の長屋を除く。) (2) 令第130条の3第1号及び第6号に規定するもの (3) 自治会館、公民館その他これらに類するもの (4) 法別表第2(イ)項第9号に規定するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	10分 の10	100分 の53	1メートル(建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離とする。ただし、敷地境界線からの距離が1メートル未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床	150平方メ ートル	(1) 10メートル(法第56条第1項第1号の規定を適用する場合について、同条第2項の規定は適用しない。) (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対

				面からの高さが40センチメートル以上、かつ、出幅30センチメートル未満であるものを除く。)		側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値
B地区(白電建地区地区整備計画の地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号に規定するもの(3戸以上の長屋を除く。) (2) 令第130条の3第1号、第2号及び第6号に規定するもの (3) 法別表第2(イ)項第4号に規定するもの (4) 法別表第2(イ)項第6号に規定するもの	10分の10	100分の53	1メートル(建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離とする。ただし、敷地境界線からの距離が1メートル未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、	150平方メートル	10メートル(法第56条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条第2項の規定は適用しない。)

	<p>(5) 診療所（患者を入院させるための施設を有するものを除く。）</p> <p>(6) 法別表第2（い）項第9号に規定するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>		<p>軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが40センチメートル以上、かつ、出幅30センチメートル未満であるものを除く。）</p>		
--	---	--	--	--	--

65 大栄住宅地区地区整備計画区域

<div style="text-align: center;">区分</div> <div style="text-align: left;">地区</div>	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
<p>A地区 （大栄住宅地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2（い）項第1号に規定するもの（長屋を除く。）</p> <p>(2) 令第130条の3第1号及び第6号に規定するもの</p> <p>(3) 自治会館、公民館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所を兼</p>			<p>建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積（埼玉県建築基準法施行条例第3条第1項の路地状部分のうち、幅員が4メートル未満のものを有する敷地にあつては、当該部分を除いた面積）の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <table border="1" data-bbox="839 1832 1115 1995"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150平方メートル以</td> <td>0.9メートル</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	数値	150平方メートル以	0.9メートル	120平方メートル	
敷地面積	数値									
150平方メートル以	0.9メートル									

	<p>ねる住宅</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5第4号及び第5号に規定するものを除く。）。ただし、自動車車庫については、次のア及びイに該当するものとする。</p> <p>ア 床面積の合計が50平方メートル以下で、建築物の延べ面積の合計の3分の1以下であること。</p> <p>イ 1階以下の部分にあること。</p>		<table border="1" data-bbox="839 262 1115 490"> <tr> <td data-bbox="839 262 978 320">上</td> <td data-bbox="978 262 1115 320"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 320 978 490">150平方メートル未満</td> <td data-bbox="978 320 1115 490">0.5メートル</td> </tr> </table> <p>ただし、敷地境界線からの距離が同欄に掲げる数値未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。</p>	上		150平方メートル未満	0.5メートル		
上									
150平方メートル未満	0.5メートル								
B地区 （大栄住宅地区地区計画の地区整備	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2（い）項第1号に規定するもの（長屋を除く。)		建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、次の表の左欄に掲げる敷地面積（埼玉県建築基準法施行条例第3条第1項の路地状	120平方メートル					

<p>計画図に表示するB地区をいう。)</p>	<p>(2) 令第130条の3第1号及び第6号に規定するもの</p> <p>(3) 自治会館、公民館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 法別表第2(イ)項第8号に規定するもの、巡查派出所、公衆電話所及び令第130条の4第1号に規定する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 法別表第2(ロ)項第2号に規定する店舗及び飲食店</p> <p>(7) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他</p>		<p>部分のうち、幅員が4メートル未満のものを有する敷地にあつては、当該部分を除いた面積)の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <table border="1" data-bbox="839 600 1115 994"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150平方メートル以上</td> <td>0.9メートル</td> </tr> <tr> <td>150平方メートル未満</td> <td>0.5メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、敷地境界線からの距離が同欄に掲げる数値未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面から</p>	敷地面積	数値	150平方メートル以上	0.9メートル	150平方メートル未満	0.5メートル	
敷地面積	数値									
150平方メートル以上	0.9メートル									
150平方メートル未満	0.5メートル									

<p>これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 図書館、博物館及び美術館</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5第4号及び第5号に規定するものを除く。)。ただし、自動車車庫にあっては、次のア及びイに該当するものとする。</p> <p>ア 床面積の合計が50平方メートル以下で、建築物の延べ面積の合計の3分の1以下であること。</p> <p>イ 1階以下の部分にあること。</p>		<p>の高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。</p>	
--	--	--	--

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮駅 東口駅前 中地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する 地区	次に掲げる用途に供す る建築物 (1) 風営法第2条第1 項第3号、同条第6項 各号、同条第7項各 号、同条第8項及び 同条第9項に規定す る営業を営む施設 (2) 風営法第2条第1 項第4号に規定する ぱちんこ屋 (3) 勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類す るもの					

67 天沼台地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
天沼台 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に供す る建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の 長屋を除く。） (2) 延べ面積の2分の 1以上を居住の用に 供し、かつ、次のア からオまでのいず れかの用途を兼ね るもの（これらの用 途に供する部分の	10分 の15 （第5 条第1 項及 び第3 項に 規定 する 建築 物の		(1) 建築物の外壁等の面 から道路境界線までの距 離 1メートル (2) 建築物の外壁等の面 から隣地境界線までの距 離 0.85メートル (3) (1)及び(2)において、 当該限度に満たない距離 にある建築物又は建築物 の部分で、次のアからエ までのいずれかに該当す		(1) 9メ ートル (この 表カ の規 定の 施行 若し くは 適用 の際、 現 に敷地

<p>床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)には、ア 事務所(汚物運搬用自動車等の駐車施設を設けて業務を運営するものを除く。)イ 理髪店、美容院、クリーニング店の取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合)では、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>	<p>延べ面積には、地階で、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にある部分の床面積は、算入しない。)。</p>	<p>る場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車等の車庫で、最高の高さが2.6メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車等の車庫を除く。)で、最高の高さが2.6メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの ウ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの エ この表エの欄の規定の施行若しくは適用の際、現に敷地面積150平方メートル未満である敷地でその全部を一の敷地として使用するもの又は現に存する所</p>	<p>面積 150平方メートル未満である敷地でその全部を一の敷地として使用するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する土地で 150平方メートル未満のものに建</p>
---	---	--	--

<p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 共同住宅（地区整備計画図に示す道路境界線bに接する敷地面積600平方メートルを超える敷地又はこの表アの欄の規定の施行若しくは適用の際、現に共同住宅が存する敷地（当該規定の施行後、建築物の全部を共同住宅以外の用途に供する建築物の敷地に至ったものを除く。）に建築するものに限る。）</p> <p>(4) 幼稚園、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図</p>	<p>有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する土地で150平方メートル未満のものに建築するもの（当該規定の施行後、敷地又は土地の面積が150平方メートル以上に至ったものを除く。）</p>	<p>築する建築物（当該規定の施行後、敷地又は土地の面積が150平方メートル以上に至ったものを除く。）の最高の高さは、当該部分から真北方向に前面道路が存する部分を10メートルとすることができる。）</p>
---	--	--

	<p>書館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院及び教会</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、高齢者向けデイケアセンター、グループホームその他これらに類するもの（共同住宅型を除く。）</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(9) 自治会館及び集会所</p> <p>(10) 事務所、店舗等の建築物で、次のアからウまでのいずれかに掲げる用途のもの（地区整備計画図に示す道路境界線aからのみ出入り又は搬入搬出できる一の階をその用途に供するものに限る。）</p> <p>ア (2)アからオま</p>		<p>(2) 軒の高さ7メートル（地区整備計画図に示す道路境界線bに接する敷地において、敷地面積600平方メートルを超え、かつ、建蔽率10分の5以下とする建築物については、適用しない。）</p> <p>(3) 建築物の各部分の</p>
--	--	--	---

<p>でに規定するもの</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属するもので、かつ、最高の高さが3メートル以下のもの（自動車車庫で地上2階以上の部分にあるものを除く。）</p>				<p>高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに6メートルを加えた数値（ただし、(4)の規定を適用した建築物については、(3)の規定を適</p>
--	--	--	--	---

						用した 数値と するこ とはで きな い。) (4) この 表カの 欄の規 定の施 行若し くは適 用の 際、現 に敷地 面積 150平 方メー トル未 満であ る敷地 でその 全部を 一の敷 地とし て使用 するも の又は 現に存 する所 有権そ
--	--	--	--	--	--	--

						の他の 権利に 基づい てその 全部を 一の敷 地とし て使用 する土 地で 150平 方メー トル未 満のも のに建 築する 建築物 (当該 規定の 施行 後、敷 地又は 土地の 面積が 150平 方メー トル以 上に至 ったも のを除 く。)
--	--	--	--	--	--	---

						の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値（ただし、(3)の規定を適用した建築物については、
--	--	--	--	--	--	--

						(4)の規定を適用した数値とすることはできない。)
--	--	--	--	--	--	---------------------------

68 ニツ宮団地地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(ニツ宮団地地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 診療所併用住宅 (3) 自治会館 (4) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5に規定するものを除く。)		10分の6	(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の2階以上の部分の外壁等からニツ宮団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a(当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。)までの距離 2メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置	120平方メートル	9メートル

				その他これらに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		
B地区(二ツ宮団地区区画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 診療所 (3) 自治会館 (4) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニン	10分の6	(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の2階以上の部分の外壁等から二ツ宮団地区区画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a(当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。)までの距離 2メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置その他これらに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内	120平方メートル	9メートル	

<p>グ取次店、質屋、貸衣装屋又は貸本屋</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店又は家庭電器器具店（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋又は菓子屋（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作する</p>		<p>であるもの</p>		
--	--	--------------	--	--

	<p>ためのアトリエ 又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5) 法別表第2 (い) 項第9号に規定する公益上必要な建築物（令第130条の4第2号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>				
C地区(二ツ宮団地地区計画の地区整備計画図に表示するC	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 診療所併用住宅 (3) 自治会館 (4) 運動場附属施設 (運動場に附属する建築物で、更衣	10分の6	(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の2階以上の部分の外壁等から二ツ宮団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a(当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。)	120平方メートル	9メートル

地区をいう。)	室、管理室等を有するクラブハウスに限る。) (5) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5に規定するものを除く。)		までの距離 2メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置その他これらに類するもの(自動車車庫等を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
---------	--	--	---	--

69 大宮南銀座地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮南銀座地区地区整備計画図に表示する地区	1階部分を次に掲げる用途に供する建築物 (1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場	10分の60 (地区施設(道路)の部分の面積については、当該容積率の算定の基礎となる敷地面積か		(1) 建築物の外壁等から道路中心線までの距離 4メートル (2) 前面道路の路面の中心からの高さが2.5メートルまでの建築物の外壁等から地区施設(道路)境界線までの距離 1メートル	100平方メートル (地区施設(道路)の部分の面積について 該敷地面積から除く。また、公	45メートル (高度利用地区、特定街区、法第59条の2第1項の規定による許可、都市再生特別地区そ

		<p>ら除 く。ま た、高 度利用 地区、 特定街 区、法 第59 条の2 第1項 の規定 による 許可、 都市再 生特別 地区そ の他法 令の規 定によ り建築 物の容 積率の 特例の 適用を 受ける 場合 は、こ の限り でない。)</p>		<p>衆便 所、巡 査派出 所、公 共用歩 廊その 他これ らに類 する建 築物で 公共公 益上必 要なも のは、 この限 りでな い。)</p> <p>の他法 令の規 定によ り建築 物の容 積率の 特例の 適用を 受ける 場合 は、こ の限り でない。)</p>
--	--	--	--	---